令和８年第１回大多喜町議会定例会

９月会議会議録

令 和 ８ 年　 ９ 月 １ 日　 開 会

令 和 ８ 年　 ９ 月 15 日　 散 会

大 多 喜 町 議 会

令和八年　第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会会議録

令和八年　第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会会議録

令和８年第１回大多喜町議会定例会９月会議会議録目次

第　１　号　（９月１日）

出席議員……1
欠席議員……1
地方自治法第１２１条の規定による出席説明者……1
本会議に職務のため出席した者の職氏名……1
議事日程……2
開議の宣告……3
行政報告……3
諸般の報告……5
会議録署名議員の指名……8
一般質問……9
　加々美　昌　美　君……9
　志　関　希久夫　君……22
　山　口　定　夫　君……29
報告第７号の上程、説明……36
議案第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決……37
議案第３６号の上程、説明、質疑、討論、採決……39
議案第３７号の上程、説明、質疑、討論、採決……42
議案第３８号の上程、説明、質疑、討論、採決……44
議案第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決……46
議案第４０号の上程、説明、質疑、討論、採決……48
散会の宣告……50

第　２　号　（９月２日）

出席議員……51
欠席議員……51
地方自治法第１２１条の規定による出席説明者……51
本会議に職務のため出席した者の職氏名……51

議事日程……52
開議の宣告……53
議事日程の報告……53
議案第４１号の上程、説明、質疑、討論、採決……53
議案第４２号の上程、説明、質疑、討論、採決……65
議案第４３号の上程、説明、質疑、討論、採決……67
議案第４４号～議案第４８号、報告第８号の一括上程、説明……69
散会の宣告……91

第　３　号　（９月１５日）

出席議員……93
欠席議員……93
地方自治法第１２１条の規定による出席説明者……93
本会議に職務のため出席した者の職氏名……93
議事日程……94
開議の宣告……95
行政報告……95
諸般の報告……96
議事日程の報告……96
議案第４４号の質疑、討論、採決……96
議案第４５号の質疑、討論、採決…… 115
議案第４６号の質疑、討論、採決…… 116
議案第４７号の質疑、討論、採決…… 117
議案第４８号の質疑、討論、採決…… 118
日程の追加…… 119
報告第９号の上程、説明…… 119
日程の追加…… 120
報告第１０号の上程、説明…… 120
日程の追加…… 121
議案第４９号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 122

日程の追加…… 123
議案第５０号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 124
休会について…… 126
散会の宣告…… 127
署名議員…… 129

第１回大多喜町議会定例会９月会議

（ 第 １ 号 ）

令和８年第１回大多喜町議会定例会９月会議会議録

令和８年９月１日（火）

午前１０時００分　開議

出席議員（１２名）

１番	吉野一男君	２番	森　　久君
３番	渡辺八寿雄君	４番	末吉昭男君
５番	志関希久夫君	６番	麻生　　勇君
７番	渡邉泰宣君	８番	山口定夫君
９番	及川はるな君	１０番	久保初江君
１１番	加々美昌美君	１２番	渡辺善男君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定による出席説明者

町長	平林　昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	麻生克美君	企画課長	米本敏克君
財政課長	市原芳則君	税務住民課長	本村武士君
健康福祉課長	長野国裕君	建設課長	森　芳博君
農林課長	小高一哉君	商工観光課長	浅野健二君
生活環境課長	海老根友大君	会計室長	須藤明実君
教育課長	渡邉陽二君	生涯学習課長	渡鍋佳晋君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木島丈佳	書記	山川貴子
書記	市原和男		

議事日程（第１号）

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　一般質問

日程第　３　報告第　７号　継続費精算報告書について

日程第　４　議案第３５号　指定管理者の指定について

日程第　５　議案第３６号　大多喜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第　６　議案第３７号　大多喜町都市交流センター事業推進基金条例の制定について

日程第　７　議案第３８号　大多喜町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　８　議案第３９号　大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　９　議案第４０号　大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎開議の宣告

○議長（渡辺善男君）　皆様、おはようございます。

会議再開前に一言申し上げます。

令和８年熊本地震及び令和８年千葉豪雨、また最近になりまして、北陸３県、石川県、富山県、福井県におきまして記録的大雨による大きな災害が発生しております。被災されました全ての方々に対し、大多喜町議会として心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日でも早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

以上です。

さて、本日は、令和８年第１回議会定例会９月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。また、滝口代表監査委員にはご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日は休会の日ですが、議事の都合により、令和８年第１回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより９月会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎行政報告

○議長（渡辺善男君）　日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林　昇君）　おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきたいと思います。

令和８年第１回議会定例会９月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

初めに、このたびの令和８年熊本地震及び令和８年８月千葉豪雨で犠牲になられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げたいとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

さて、本日は、令和８年第１回議会定例会９月会議を再開させていただきましたところ、議長をはじめ、議員の皆様方には大変ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございま

す。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承賜りたいと存じます。

初めに、７月25日の土曜日に千葉県消防学校にて開催されました第31回全国消防操法大会千葉県代表選考会において、本町消防団第１分団第１部第２班が見事に第３位と非常に立派な成績を収められました。このことは非常に喜ばしく、正業の傍ら、災害から町民の生命・財産を守る使命の下、一致団結して活動されている本町消防団を頼もしく誇りに思うと同時に、出場隊の皆様をはじめ、ご家族の方、関係者の皆様の深いご理解、ご協力に改めて感謝を申し上げさせていただきたいと思います。

また、本年度も、大多喜中学校の柔道部を主体とした活動している大多喜柔道会が、夏の県大会において、女子が第３位、男子が敢闘賞という立派な成績を収めてくれました。個人戦においても、女子が優勝１名、第３位が１名、男子が第３位、２名と、それぞれの階級ですばらしい成績を収めてくれており、その他の部活動も、県大会でソフトテニスの男子、女子の個人戦、卓球の男子団体戦等において、それぞれの生徒さんたちが立派な成績を収めてくれております。

千葉県の選抜として出場した関東大会では、男女の柔道、男子ソフトテニス、水泳競技の生徒さんがすばらしい試合を展開し、優秀な成績を収め、そして岡山県で行われた全国大会に女子柔道の個人戦に出場されました生徒さんが、千葉県代表としてベスト16という立派な成績を収めてくれました。

このことは本町にとって大変誇らしく喜ばしいことであり、本町の宝である子供たちからとても大きなプレゼントをいただけたことへの感謝と、学校の先生方やご家族の方、長年継続して指導等をしていただいている全ての関係者の皆様に改めて心より御礼を申し上げたいと思います。

さて、今回の定例会の会議事件でございますが、本日は一般質問が行われますが、継続費精算報告、指定管理者の指定、新規条例の制定２件、条例の一部改正３件を提出させていただき、明日２日には一般会計、各特別会計の補正予算を提出させていただきました。議事日程の最終日には、令和７年度の各会計の決算認定をいただきたく提出させていただいてございます。

ここで令和７年度の決算概要について、若干述べさせていただきたいと思います。

一般会計の主要事業といたしましては、地域通貨事業、子ども医療対策事業、物価高対応

子育て応援手当支給事業、有害鳥獣駆除対策事業、観光振興事業、町道維持管理事業、町道改良事業、消防費では、防火水槽の新規設置や防災行政無線の親卓更新などを行っております。教育費関係では、大多喜中学校の屋内運動場、柔剣道場及び中央公民館の空調設置工事などを実施させていただきました。さらに、令和５年９月の台風13号の暴風などにより被災した公共土木施設及び農地農業用施設などの災害復旧費が主なものでございます。

このように臨時的な事業も含め、一般会計の歳出決算額は、対前年度比4.9パーセント増の71億9,534万2,000円となりました。特別会計につきましては、それぞれの目的に沿った決算となってございます。なお、それぞれの決算に対する財政の健全化の指標につきましては、いずれも早期健全化基準の範囲であり、財政の健全化が図られているところでございます。

結びに、各議案とも可決、ご承認賜りますよう心よりお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君）　これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡辺善男君）　次に、諸般の報告でありますが、第１回議会定例会７月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、このうち８月24日に第２回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が開催されました。

この件について、３番渡辺八寿雄君から報告願います。

３番渡辺八寿雄君。

○３番（渡辺八寿雄君）　令和８年第２回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が８月24日月曜日午前10時から広域事務所で開催されました。本町からは、組合議員であります渡辺善男議員、吉野一男議員、そして私の３名が出席をいたしました。組合議員定数12名全員が出席の下、議会が開会されました。

今回提出されました議案は、専決処分の承認案件が１件、条例改正が３件、補正予算が２件のほか、令和７年度一般及び水道事業両会計の決算認定、財産の取得、そして報告案件として、水道事業会計予算の繰越計算書と財政の健全化に関わる７年度の資金不足比率等についての報告がございました。

専決処分の承認案件では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した水道料金の減免に関わる令和８年度水道事業会計補正予算（第１号）を専決処分したことにより、議

会の承認を求めるものです。減免した水道基本料金は、２市２町ともに令和８年６月、７月検針分、２か月分でありますけれども、この額3,190円、これは県からの補助金を財源としますが、またこれとは別に勝浦市においては、同市の補助金をもって別途減免対策を講じられたということであります。

減免による営業収益は１億6,307万6,000円の減収であり、補塡財源としては勝浦市からの補助金が5,132万1,000円、千葉県からの交付額が１億1,345万7,000円となります。水道料金減免支援事業として早期執行を求められ、緊急を要したための専決処分であるため、議会として承認いたしました。

次の議案は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合行政不服審査条例の一部改正であります。

行政不服審査条例は、行政の適正な運営を確保するため、住民の権利利益の救済を図ることを目的とした条例でありますが、この審査会の委員に自己の利害に関係する議事が出た場合にはサインをすることはできませんが、その場合には臨時委員を置いて対応できるようにしたいために条例改正を行うものであります。

次は、一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正です。

この条例改正は人事院規則の改正によるものであり、緊急消防援助隊として出動した消防職員が災害発生時の応急作業等に従事した特殊勤務手当の額を引き上げるものです。自然災害、原子力災害に勤務した勤務手当３種でありますけれども、この手当が対象となっております。

次の条例改正は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道事業給水条例の一部改正であります。

国土交通省からの通知により、災害その他非常の場合に地元の給水装置工事事業者の確保が困難であるときは、他の水道事業者または他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による同工事を実施可能にすること。また、令和17年度の水道料金の統一を見据え、安全で安心な水道水を安定的に供給するための条例改正であるということであります。

条例改正案３件は、いずれも可決されました。

次に、令和８年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第１号）でありますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ897万6,000円を追加し、予算の総額を26億7,360万6,000円にするものであります。

補正の主な内容は、旧大多喜老人福祉センターの解体撤去工事関連経費であります。調査を進める中で、アスベストを含んだ部材の撤去関連経費が計上されていなかった関係で、工事の管理業務委託料で12万1,000円、解体撤去工事費で841万5,000円が追加されました。こ

のほかは通常の庁舎管理経費として、光熱水費として44万円が追加となりました。

次は、水道事業会計補正予算（第２号）であります。

収益的支出において6,685万6,000円を追加し、総額を32億8,332万8,000円にするものであります。補正の主な内容は、原水施設及び配水施設の維持管理に要する経費の増額や水道料金改定周知に要する経費などであります。

資本的支出については、2,470万5,000円を追加し、総額を７億7,649万3,000円にするもので、主な内容は配水施設の更新に伴う工事請負費や公用車の購入費などであります。

また、令和９年度まで水質検査業務委託ほか８項目にわたる委託事業や物品購入事業などについて債務負担行為を設定する補正内容でありますが、補正予算２件ともに可決されました。

次の議案は、令和７年度一般会計と水道事業会計の決算認定であります。

令和７年度一般会計の収入済額は25億2,590万4,309円、支出済額は24億5,782万7,451円で、歳入歳出差引き残額6,807万6,858円の決算となりました。

歳入については、２市２町からの負担金を主要財源とし、前年度から１億5,809万9,000円の増額となりました。

一方、歳出については、介護認定審査会、障害支援区分認定審査会の開催や病院群輪番制及び在宅当番救急医療情報提供事業や24時間電話相談事業を継続して実施し、地域医療体制の維持や公正かつ的確な介護区分の認定に努めたほか、消防関係では夷隅分署の庁舎改修工事、岬分署に高規格救急自動車の配備、御宿分署に水槽付消防ポンプ自動車の更新など、消防力の整備事業が行われました。

次に、水道事業会計の決算については、水道事業収益は34億517万6,303円、水道事業費用は31億6,347万2,498円、資本的収入では３億4,153万7,000円、支出では８億2,727万8,995円となりました。

令和７年度末の給水人口５万9,457人、給水戸数３万5,382戸、年間総配水量974万4,914立方メートルの実績となりました。

いずれの決算についても可決されました。

次の議案は財産の取得についてでありますが、消防本部車両更新整備計画に基づき勝浦消防署に高規格救急自動車を、そして夷隅分署にも高規格救急自動車を更新整備するため、入札執行の結果、契約金額は7,892万円、契約の相手方は千葉日産自動車株式会社となりました。

このほか報告２件につきましては、１件が水道事業会計の予算繰越計算書であり、建設改良費について４億7,007万円を翌年度に繰り越したこと、またもう１件は資金不足比率についての報告であり、水道事業会計決算において資金不足が生じていない旨の報告がなされました。

また、それから一般質問でありますけれども、いすみ市の魚地展弘議員が登壇し、消防署所の老朽化の問題や仮眠室の間仕切りの問題、装備品等の格納保管スペースの手狭などの質問がなされました。本部からは、十分検討してまいりたいとする回答がなされました。

また、議会閉会後に、勝浦市、照川市長から、８月27日をもって任期が満了するが、後任となる磯野典正氏をよろしくお願いしますと挨拶がございました。

以上で令和８年第２回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会の報告を終わります。

なお、議案資料等につきましては議会事務局に備えてございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上であります。

○議長（渡辺善男君）　ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、７月24日及び８月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本９月会議の審議期間は、本日から９月15日までとします。

本日と明日２日、そして15日を本会議開催日とし、この間、８日と９日に総務文教福祉経済合同常任委員会協議会を開催する予定です。

８日は総務文教常任委員会が所管する事務、９日は福祉経済常任委員会が所管する事務について決算の内容説明を受けることとしています。執行部の皆様にはよろしくお願いします。

また、議会報編集のため、議会事務局職員による写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したので、ご承知願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺善男君）　これから日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、

３番　渡　辺　八寿雄　君

４番　末　吉　昭　男　君

を指名します。

◎一般質問

○議長（渡辺善男君）　日程第２、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇　加々美　昌　美　君

○議長（渡辺善男君）　初めに、11番加々美昌美君の一般質問を行います。

11番加々美昌美君。

○１１番（加々美昌美君）　皆様、おはようございます。公明党、加々美昌美でございます。議長のお許しをいただきましたので、私から一般質問を行わせていただきます。

初めに、熊本地震と千葉県内におきます集中豪雨でお亡くなりになられました方々にお悔やみを申し上げます。そして、最近発生いたしました全国におきましても、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧・復興を心よりお祈りいたします。

それでは、一般質問を行わせていただきます。

私からは、３項目にわたっての質問をさせていただきます。

最初の質問でございます。地域包括支援センターの役割について質問をさせていただきます。

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護、福祉、医療、介護予防、生活支援などを総合的に支援する重要な役割を担っております。しかし、制度やサービスが整備されていても、支援を必要とする方が必要な制度や支援につながっていないケースもございます。支援を必要とする方が適切な時期に必要な制度や支援を利用できるよう、関係機関が連携した支援体制の充実が重要であると考えます。

以上のことから、次の点についてお伺いいたします。

（１）支援を必要とする方の把握についてお伺いさせていただきます。

問１、２については関連性がございますので、併せて質問させていただきます。

本来であれば利用できる支援や助成制度がありながら、その制度を知らず、支援につながっていない場合がございます。制度があっても、その制度を必要としている方に情報が届か

なければ利用することはできません。また、ご本人から相談がなければ把握できないということでは、支援を必要としていても自ら相談することが難しい方が取り残されてしまうのではないかと感じます。

そこでお伺いいたします。

地域包括支援センターでは、支援を必要とする方をどのように把握し、把握した情報は福祉担当などの関係部署や関係機関とどのように共有されているのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、総合相談への対応や訪問を通じて支援を必要とする方の把握に努めております。

具体的に申し上げますと、ご本人やご家族からの相談をはじめ、民生委員・児童委員、医療機関、介護サービス事業所、ケアマネジャー、社会福祉協議会、自治会など地域の関係機関のほか、高齢者見守りネットワーク事業に賛同いただいている事業者などから寄せられる相談や情報提供を受け、必要に応じて電話や訪問により生活状況や心身の状態、家族状況などを確認しております。

また、高齢者実態把握事業として高齢者宅への戸別訪問を行い、生活状況や緊急時の連絡先等の把握にも努めております。これは75歳以上の独り暮らしでケアマネジャーと契約をしていない方を対象に、生活支援コーディネーターが年に１度、個別訪問を行うものでございます。

こうした取組を通じて、介護保険サービスの利用が必要な方、また見守りや生活支援を必要とする方、医療や福祉の支援につなぐ必要がある方などについて、早期に適切な支援につなげられるよう努めているところでございます。

また、把握した情報をどのように福祉部局などと共有しているかということについてでございますけれども、把握した情報については、個人情報の保護及び関係法令などに十分配慮した上で、支援の必要性や緊急性に応じ、健康福祉課内の高齢者福祉、障害福祉、健康づくりなどの担当と情報共有を行っております。

具体的には、相談内容、ご本人やご家族の意向、生活上の課題及び必要と考えられる支援を整理した上で、関係する担当職員と協議し、介護保険サービス、障害福祉サービス、生活支援、保健指導、その他の制度や支援につなげております。

また、複合的な課題を抱える世帯については、１つの制度や担当のみで対応するのではなく、必要に応じて庁内関係部署及び関係機関と連携し、世帯全体の状況を踏まえた支援に努めているところでございます。

○議長（渡辺善男君）　11番加々美昌美君。

○１１番（加々美昌美君）　包括支援センターの役割、よく分かりました。

続きまして、今の状況、回答を踏まえまして、第２問についてお伺いいたします。

関係機関との連携について。

問１でございます。私が今回関わった方で、本来であれば利用できる支援制度がありながら、その制度を知らず利用につながっていない方がいらっしゃいました。お話を伺い、実際に必要な窓口へつないだことで、これまで利用していなかった制度や支援につながることができました。私は、この経験から、制度そのものがないことではなく、必要としている方と制度をつなぐ部分が重要ではないかと感じました。

そこでお伺いいたします。

地域包括支援センターは、福祉局と支援を必要とする方が制度や支援を円滑に利用できるよう、どのように連携をしているか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　包括支援センターは、高齢者に関する総合相談窓口として、介護、医療、福祉、介護予防及び生活支援に関する相談に対応しているところでございます。相談を受けた際には、ご本人及びご家族の状況や意向を丁寧に確認し、それぞれの課題に応じて、健康福祉課内の担当をはじめ、医療機関、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会などと連携しております。

例えば、介護認定や介護保険サービスの利用が必要な場合には、申請手続やケアマネジャーによる支援につなげております。また、障害福祉サービス、生活支援、権利・擁護、見守り等が必要な場合には、関係する制度や支援機関をご案内し、必要に応じて支援開始に向けた調整を行っております。

今後も相談者が制度のはざまに置かれることのないよう、関係部署及び関係機関との連携を密にし、必要な支援へ円滑につなげてまいります。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　11番加々美昌美君。

○１１番（加々美昌美君）　ありがとうございます。

続きまして、問２に移ります。

今回、私が関わった聴覚障害のある方に、本来利用できる制度や支援がありながら、そのことを知らず、必要な支援につながっていなかった事例がございます。移動に役場へ徒歩で行かれたこと、災害時の避難誘導、介護認定の申請など、ご本人が制度そのものを知らなければ自ら支援を求めることは難しいと思います。だからこそ、私は周囲の気づきとそこから支援へつなぐことが重要だと考えます。

そこでお伺いいたします。

民生委員や関係機関とはどのように情報共有や連携を行っているのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　民生委員・児童委員の皆様には、日頃から地域における見守りや相談対応にご協力をいただいております。支援を必要とする高齢者等に関する相談や情報提供を受けた場合には、地域包括支援センター及び健康福祉課において状況を確認し、必要な支援につなげております。

また、医療機関、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所などとは、ご本人の同意を基本とし、個人情報の保護及び関係法令等に配慮しながら、受診状況、退院後の生活、介護サービスの利用状況などについて情報共有を行い、切れ目のない支援に努めているところでございます。特に退院後に在宅での支援が必要となる方については、医療機関、ケアマネジャー、サービス事業所などと連携し、必要な介護、医療及び生活支援が円滑に開始できるよう調整をしているところでございます。

○議長（渡辺善男君）　11番加々美昌美君。

○１１番（加々美昌美君）　この質問をしようとしたきっかけでございますが、実は私、昨年、議員にさせていただきましてより、手話協会の会長から聴覚障害者の方をご紹介いただきました。大多喜にこういう方がいるから気にかけてくださいということでございました。私、事あるごとに、そんな頻繁ではございませんが、そのお宅を訪ねてお顔を拝見したりとかしておりました。

その中で、あれ、こういう介護が使えるのではないかという点に至りまして、それはこの聴覚障害者の方が、今もここに載っておりますけれども、徒歩で役場に行かれた。この夏場の炎天下の中、徒歩で役場に行かれて用事を済ませているという状況から、年齢的にも障害がおありだということからも様々な支援が受けられるのではないかということで、私なりに調べさせていただきました。

そして、まず１点目が、福祉タクシーが使えるのではないか。何も徒歩で行かなくても、お買物、福祉タクシーをご利用して行けるのではないかということで調べました。そして、役場にも伺い、お電話もさせていただきました。

その中で、本人が行かなくても申請ができるということでございましたので、私が代理で申請をさせていただきました。その方は車も運転されません。徒歩で、またこの炎天下の中、役場に行かなければなりません。

そして、その申請には写真が必要ということが分かりました。その写真を撮りにいくのに、この障害をお持ちの方が徒歩で一番近いところがヤックスの証明写真を撮るところでございます。そこも、この炎天下の中でございますので、私が案内をさせていただきました。

あの写真機というのは音声で流れます。聴覚障害者の方にこの音声が分かるんですかということと、どうやってそこまで行きますかということなんですね。障害がある方とか、そういう方で、多分身内の方が申請に行かれる方が多くいらっしゃると思います。役場に行かれたとき、この方、ご本人が伺っているわけでございます。私、そこで小さな気づきだったりお声かけがあったならば、もう少しこの方、早くその申請が受けられたのではないかと感じております。

その後、様々私なりに役場へ行ったりとか、調べさせていただきました。そうしたら、この方、高齢でございます。障害もおありでございます。介護認定が受けられるということが分かりました。介護認定が受けられると、様々な支援とか、そういうものが受けられるということが分かりました。

この場で申し上げたいのは、私、この気づかなかったことを責めているのではございません。こういう状況に至ったその連携をどのように取っていて、本来ならもっと早く分かればこの方、支援を受けることができたはずでございます。その辺を再度お伺いいたしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡辺善男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　加々美議員おっしゃるとおり、確かに制度というか、係間の連携不足によって必要な支援につながっていないケースがあるのは事実だと思います。ただ、各部署が一生懸命支援については非常に頑張っていても、そうやって漏れてしまうのがあるのは事実でございますので、今後そういうことが少しでもなくなるよう、一つでもなくなるように連携を図って、ケースに応じて柔軟な対応を心がけていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　11番加々美昌美君。

○１１番（加々美昌美君）　ありがとうございます。例えば、今、証明写真について、マイナンバーカードを申請するときに、そういったカメラをお持ちでお宅に伺うとかいう制度もございますよね。障害の方が写真を撮りにいかなくても、ここで行政側で撮るという手段とか、そういうのは考えられないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　状況によっては、職員によってそういうことを支援するということも可能かと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　11番加々美昌美君。

○１１番（加々美昌美君）　ありがとうございます。

続きまして、（３）の質問でございます。今後の支援体制の充実についてお伺いいたします。

支援を必要とする方を見逃さず、適切な時期に制度や支援につなげるため、今後どのように支援体制の充実を図っていくのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　支援を必要とする方を早期に把握し、適切な制度や支援につなげるためには、地域包括支援センターをはじめ、町民生委員・児童委員、医療機関、介護サービス事業所、社会福祉協議会、自治会など、地域の多様な関係者が連携することが重要であると認識しております。

今後も地域における見守り体制の充実に努めるとともに、地域包括支援センターの相談窓口や利用できる制度、サービスについて、広報紙やホームページ等を活用し、分かりやすい周知に取り組んでまいります。

また、複合的な課題を抱える方や、ご本人、ご家族から相談につながりにくい方についても、関係機関からの情報提供、相談対応及び必要に応じた訪問などを通じて状況の把握に努め、必要な制度や支援に速やかにつなげられる体制づくりを進めてまいります。

○議長（渡辺善男君）　11番加々美昌美君。

○１１番（加々美昌美君）　ありがとうございます。

私、今まで町長にお話をお伺いしたことがございませんでした。町長のご意見はいかがでしょうか。

○議長（渡辺善男君）　町長。

○町長（平林　昇君）　先ほどからいろいろお話聞いて、なるほど、そういうことがあるんだなというふうにも実際伺っておりました。職員もそれなりに一生懸命頑張ってやっていると思いますが、やはり限られた人数での対応ということで、大変不手際な形になってしまったというようなこともあったんだなというふうに思っています。今のお話聞きながら、やっぱりこれからもできることは積極的に展開させていただきながら、そういう漏れがないようにしっかりとカバーできればというふうに考えております。

職員が決して怠けていたというようには私も思っておりませんし、ただやはり情報のミスマッチ、それからご本人との情報のやり取りの中で、積極的にもっともっと展開すれば違った段階までいけたのかもしれませんが、ご本人から、例えば、いや、今そこまではまだいいよみたいなさらっとしたやり方でさっと下がってしまったりということもあったんではないかというふうに思ったりもしておりますので、今後はそういうことがないように、職員全員で気をつけて頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（渡辺善男君）　11番加々美昌美君。

○１１番（加々美昌美君）　ありがとうございます。私も、職員の皆様は膨大な作業とか職務があることは存じ上げております。しかし、この障害者の方、そう多くは来庁されないと思っております。ましてや障害のある方がお１人で伺っているわけですから。頻繁に訪れるわけではないと思っております。そこの気遣いとか心遣いとか気づきをこれからお願いしたいと思います。

そして、大切なのは、制度があることではなく、必要な方が実際に支援につながることだと考えております。制度はあるから使える制度へ、今後さらに支援体制の充実をお願いいたします。

続いての質問に移らせていただきます。

２番目でございます。健康づくりを目的としたプール利用支援についてお伺いさせていただきます。

健康寿命の延伸や生活習慣病の予防、介護予防を推進するためには、誰もが継続して取り組める運動習慣を身につけることが重要でございます。中でも水中運動は膝や腰への負担が少なく、高齢者をはじめ、幅広い世代が取り組みやすい運動として注目されております。

本町では町営プールを運営しておりますが、利用期間が限られていることから継続的な健康づくりという点では課題がございます。

一方、近隣には通年利用できるプール施設もあることから、それらを活用した健康づくりも重要であると考えます。

そこで、本町における健康づくり及び介護予防を目的としたプール利用支援について、本町の見解をお伺いいたします。

問１、健康づくりや介護予防の観点から、水中運動は膝や腰への負担が少なく、幅広い世代が取り組みやすい運動でございます。本町はプールを活用した健康づくりについて、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　健康寿命の延伸、生活習慣病の予防及び介護予防を進めるためには、町民一人一人が自らの体力や健康状態に応じて継続的に身体活動や運動に取り組むことが重要であると認識しています。

議員もおっしゃるとおり、水中運動は水の浮力により膝や腰への負担を軽減しながら運動できることから、高齢者をはじめ、運動器に不安のある方にとっても取り組みやすい運動の一つであると考えております。

一方で、水中運動を実施するに当たっては、持病や体調に応じた運動強度への配慮、安全管理、指導体制、施設までの移動手段などの課題もあるものと認識しております。

町としては、プール利用に限らず、健康教室、介護予防事業及び地域における運動等の活動を通じて、町民が継続的に身体を動かす機会を確保できるように努めております。水中運動についても、その特性を踏まえ、健康づくり及び介護予防の選択肢の一つとして捉えているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　11番加々美昌美君。

○１１番（加々美昌美君）　ありがとうございます。

問２に移ります。

健康づくりは継続することが重要であると考えます。町営プールの利用期間終了後も運動習慣を維持するため、近隣施設との連携や利用支援について、本町の見解をお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　健康づくり、介護予防においては、一時的な取組にとどまらず、継続して運動習慣を維持することが重要であると認識しております。

Ｂ＆Ｇ海洋センターのプールにつきましては、夏季の一般開放を基本としていることから、年間を通じた水中運動の場として活用するには、運営面及び施設面での課題があるものと考えます。

近隣の通年利用可能な施設との連携や利用支援につきましては、利用者のニーズ、対象者の範囲、移動手段、利用者及び町の費用負担、施設側との調整の可能性、事業効果及び財政負担など、多角的に考える必要がございます。

今後は町民の健康づくりや介護予防に関するニーズを把握するとともに、既存の健康教室や介護予防事業、地域における運動機会との効果的な組合せも含め、継続的な運動習慣の形成につながる方策について研究してまいります。

○議長（渡辺善男君）　11番加々美昌美君。

○１１番（加々美昌美君）　実は、近隣の施設に三日月ホテルのプールがございました。ここのプールは、７月まで、実は500円で利用ができました。本町からも何名かの方が利用しておりましたが、この８月より、繁忙期ということもありまして、宿泊客さんだったりとか、そのような方が優先となりまして、９月１日より値上げになりまして、500円が2,200円ほどになりました。少しの補助がありまして、それが220円しかございません。そうなると、2,000円プールに行くのにかかります。

もちろん健康維持するためには通年を通して運動していただくとか、継続して運動していただくということが重要になってまいると思いますが、プール支援だけではなくて、本町内において空いている施設とか空いている機械とかいうものがございましたら町民のためにご利用できないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡辺善男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　健康福祉課内でいろいろ主に行っている事業等もございますし、また中央公民館の施設のほうでも運動する施設等ございますので、そちらのほうを活用するということも十分考えられるものと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　11番加々美昌美君。

○１１番（加々美昌美君）　それは前向きなご答弁とお取りしてよろしいでしょうか。考えていっていただけるということで。

○議長（渡辺善男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　すみません、どういったことに前向きというか、すみません、

ちょっと理解……

○議長（渡辺善男君）　11番加々美昌美君。

○１１番（加々美昌美君）　町内で空いている施設ですとか部屋ですとか、器具があったらばお使いいただいて、町民の方に開放していただくという点で、今お答えいただいた前向きに捉えてよろしいですか。

○議長（渡辺善男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　Ｂ＆Ｇの海洋センターのトレーニングルームについてはふだんから開放しているところでございますので、住民問わず、利用は可能でございます。

○議長（渡辺善男君）　11番加々美昌美君。

○１１番（加々美昌美君）　実は、高齢の方に筋トレが非常にいいということが分かっております。私も、ある施設に実は筋トレに行っております。それは、私は筋肉を鍛えるためではなくて、ダイエット目的で実はお伺いしております。ご覧のとおり痩せてはおりませんが、そこに来ていらっしゃる方、高齢の方が物すごく多いです。70代、80代、90代の方が、一見見ると痩せていて、ダイエットに筋トレ必要ではないのではないかという方がたくさんお見えでございます。

私、お伺いいたしました。どういう目的で来ているのかということでお伺いをさせていただいたところ、やっぱり筋肉を鍛えて、足から弱っていく年齢の方は、筋肉を鍛えれば足が上がる、転びにくくなるという点でその施設へ来ていらっしゃるそうでございます。ぜひ今後も前向きに考えていただいて、もっと利用できる施設を増やしていただけたらと思います。

次の質問にお伺いいたします。

３番ですね、障害者への避難情報伝達及び避難支援についてお伺いいたします。

近年、豪雨や台風などによる自然災害が頻発する中、障害者が迅速かつ安全に避難できる体制の整備は重要な課題でございます。私は、６月議会でも災害について一般質問をいたしました。しかし、災害が起こるたび、新たな課題が見えてまいります。最近でも熊本の地震、千葉県内での豪雨、また福井県や石川県など、全国各地で災害が相次いでおります。

今や災害はこれまでの経験や想定だけでは対応できない規模で発生する時代に入りました。だからこそ、私は災害について繰り返し問い、本町の備えを確認していくことが必要だと考えております。そして、こうした質問を重ねることが、町民の皆様にも改めて災害について考えていただき、自らの命、暮らし、財産をお守りするための意識を高めていただくことにもつながると考えております。

問１でございます。今回、改めてこの質問をするきっかけとなりましたのは、先日の台風の際、私は聴覚障害のある方のお宅を訪ねました。その中で、避難情報を発信するだけでは必要な方に確実に届くとは限らないという課題を改めて感じました。

そこで伺います。

災害時に障害者へ避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、現在どのような体制を整備しているのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君）　総務課長。

○総務課長（麻生克美君）　ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

近年、激甚化・頻発化する自然災害において、情報の取得に困難の伴う方への迅速な情報伝達は命を守るための重要な課題であると認識してございます。

本町におきましては、大多喜町地域防災計画に基づき、災害発生時、またはそのおそれがある段階において、防災行政無線や町ホームページ、さらにはおおたき通信など、多様なメディアを活用して避難情報の発信を行ってございます。しかしながら、視覚や聴覚あるいは知的・精神などに障害のある方々にとっては音声のみ、あるいは文字のみの一般的な情報伝達手段では内容を正確に把握することが困難な場合があることも重く受け止めてございます。

そのため、現在の体制におきましては、要配慮者への直接的な情報伝達、ルートの確保に努めているところでございます。また、防災訓練等を通じて、情報の伝達に漏れがないよう、地域での声かけ体制の基盤づくりを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君）　11番加々美昌美君。

○１１番（加々美昌美君）　ありがとうございます。実はこの聴覚障害者の方でございますが、この台風のとき、アラートが出ているにもかかわらず、どうしても聴覚障害ということで防災無線が設置してございません。なので、その情報習得の方法はテレビしかございません。本来なら、スマホをお持ちならば、スマホから町のホームページをご覧になったりすることができます。なので、そういう手段がございません。避難するに当たりましても、車等の手段がございません。なので、早め早めの避難をお願いするしかないのでございます。

そのところ、聴覚障害がある方、視覚障害がある方が安全で迅速に避難できる体制をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、２問目の質問でございます。

避難情報が確実に届いたとしても、それだけで安全に避難できるとは限りません。障害の特性やその方の生活状況によっては自力で避難することが難しく、避難するための支援が必要な方もいらっしゃいます。

そこでお伺いいたします。

障害者が安全に避難するため、どのような支援体制を整えておられるか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君）　総務課長。

○総務課長（麻生克美君）　災害時における自力避難が困難な方々への支援におきましては、本町では大多喜町避難行動要支援者名簿の作成・更新を継続的に進めているところでございます。ただし、個人のプライバシーを最大限に保護する必要がございますので、本人の同意を前提とした上で支援関係者へ名簿情報を提供し、災害時の迅速な安否確認や避難誘導に備える体制を整えなければならないと考えているところでございます。

また、実効性のある避難支援を実現するため、個々の障害特性に応じた避難の手順や避難先、支援者をあらかじめ定める個別避難計画の策定も順次進めているところでございます。これにより、いざというときに誰がどのように支援するのかを明確にし、共助による避難支援の実効性を高めてまいりたいと考えているところでございます。

さらに、避難を完了した後の受入れ体制につきましても、高齢者や障害者などの要配慮者への配慮が必要な指定避難所や必要に応じて開設する福祉避難所において、障害特性に配慮したスペースの確保や必要な段ボールベッド、簡易トイレ等の備蓄品の配備に努め、避難生活における２次的な困難の軽減を図る体制を模索しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君）　11番加々美昌美君。

○１１番（加々美昌美君）　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。実は、その障害者の方ですけれども、今回の台風におきまして、やはり避難できない状況でございました。というのは、防災無線でも流れてこない、ファクスでも連絡が来ないということで、どなたかがそのお宅へ行って避難を促すしかない状況でございました。

私は大変気になりましたので、そのお宅へ行って、一緒に避難しませんかということを申し伝えました。そして、障害のある方というのは、どうしても遠慮をされます。自分たちが行ったら迷惑がかかるのではないか、聞こえない私たちが行ったら迷惑がかかるのではないか、そして避難したところで孤立してしまうのではないかということも訴えておりました。

私は、今回熊本の地震におきまして、実は聴覚障害者の方が避難をされていた箇所がございます。そこで避難物資が届いたときに、避難所って多分拡声機で言うと思うんです。何々が届きましたから取りにきてください、何が届きましたから取りに来てくださいということで、これは聴覚障害のある方には届きません。その方はどうして知ったかというと、どやどやっと前のほうに行ったので分かったということでございます。

本町におきましては、そういうことのないように、私も議員ではございますけれども、そういうときのためでしたらぜひお手伝いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続いての質問でございます。

ここまで避難情報の伝達と安全に避難するための支援体制について伺ってまいりました。災害時には情報を確実に届け、さらにその方が安全に避難できるところまでつなげていくことが重要でございます。特に情報習得が困難な障害のある方については、平時から一人一人の状況を把握し、災害時に確実な支援につなげられるよう体制を整えておく必要があると考えます。

そこでお伺いいたします。

情報習得が困難な障害者の方に確実に避難を完了できるよう、今後どのように支援体制の充実を図っていくか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君）　総務課長。

○総務課長（麻生克美君）　加々美議員のご指摘のとおり、情報を確実につかむことと実際に安全な場所へ避難を完了することは車の両輪であり、体制の整備が必要であると考えてございます。

今後も情報伝達面におきましては、障害者、外国籍の方など、多様なニーズを持つ方々に対してより分かりやすい情報伝達ツールの導入など、情報のバリアフリー化を模索していきたいと考えてございます。

次に、支援体制の充実に向けては、個別避難計画の策定対象者を拡大するとともに、策定して終わりではなく、計画に基づいた地域ぐるみの避難訓練を実施することが不可欠と考えてございます。これについても、防災訓練などを含め、平素から地域住民や自主防災組織、福祉関係者などと障害当事者が顔の見える関係を築き、避難経路の確認や実際の誘導方法を体験する機会を模索しながら地域の防災力を高めていきたいと考えているところでございます。

町といたしましても、誰も取り残さない防災・減災の理念の下、関係機関との連携をより強固にし、障害のある方やそのご家族が安心して暮らせる大多喜町の実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君）　11番加々美昌美君。

○１１番（加々美昌美君）　ありがとうございました。災害時に大切なのは、情報を発信することだけではなく、必要な方に確実に届き、安全な避難につながることだと考えます。誰一人取り残さない支援体制の充実をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君）　以上で加々美昌美君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

なお、11時15分から会議を再開します。

（午前１１時０４分）

○議長（渡辺善男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１５分）

◇　志　関　希久夫　君

○議長（渡辺善男君）　一般質問を続けます。

次に、５番志関希久夫君の一般質問を行います。

５番志関希久夫君。

○５番（志関希久夫君）　５番志関希久夫でございます。発言の機会をお与えいただき、感謝を申し上げます。

まずは、さきの大きな災害、熊本地震、北陸の豪雨、千葉の豪雨と続けて大きな災害が起きております。特に熊本、また能登地方につきましては、それ以前に起きた災害の復興途中であり、また大きな被害を受けられて、また突然のことでありますから多くの方々の命が失われております。その方々に心よりお悔やみを申し上げるとともに、被災をされた皆様に一日でも早い復興を願っております。

それでは、私の一般質問をさせていただきます。

大多喜町の令和８年度予算では、学校給食センター運営管理事業で賄材料費4,049万5,000

円が計上されております。この予算は、物価高騰から子供たちを守るため、給食単価の見直しにより大幅な増額がされ、児童及び生徒の心身の健全な発達に資する目的をより充実するものと考えています。さきの６月会議において、教育課長から、給食費負担軽減交付金制度交付金の給付見込みが令和８年度ではおおむね1,400万円との回答がありました。それを踏まえて質問をさせていただきます。

まず、１番目ですけれども、大多喜町の特色ある教育の拡充についてです。

現在、大多喜町では、特色ある教育として、町内の三育学院大学と連携したＡＬＴ、外国語指導助手を配置して、保育園から中学校までの一貫した英語教育が行われています。英語コミュニケーション能力の向上や各級英語検定合格者数の増と、より一層の英語教育の充実が必要と考えております。

現在、三育学院さんの協力を得て行われている小中学校の英語教育は、大変好評との話も聞いております。町内に英語教育に優れた講師がいて、ＡＬＴの先生を派遣いただける地域連携が構築されております。より英語教育を拡充することにより、他の市町村にはない特色が出るのではないでしょうか。

給食費負担軽減交付金制度交付金により余剰となる予算を活用して、英語教育の拡充を図ることはできないのか、町長と教育長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（渡辺善男君）　教育課長。

○教育課長（渡邉陽二君）　志関議員のご質問につきまして、まず教育課からお答えさせていただきます。

６月議会で答弁したとおり、学校給食費につきましては、本来食材費などの賄材料費として保護者にご負担いただくものでございますが、本町では子育て世帯の経済的負担を軽減し、支援を推進するため、補助金を交付し、実質無償化に取り組んでいるところでございます。

議員のおっしゃるとおり、学校給食の抜本的な負担軽減が令和８年度４月からスタートし、給食費負担軽減交付金として地方自治体が学校給食のための食材を購入する経費として交付されることとなりました。

ご質問のこの余剰分を英語教育の拡充などに活用できないかとのことでございますけれども、当該交付金の交付が決定したことを受け、より適切かつ効率的な財政運営を図るべく、予算の組替えを行う予定でございます。また、組替えにより生じた財源につきましては具体的な使途に特定しているものでございませんが、有効に活用していきたいと考えております。

なお、英語教育につきましては、三育学院に所属するＡＬＴに依頼し、保育園では英語で

遊ぼうという取組を年間96回行っております。小学校では英語を年間約265授業、中学校では年間420回授業を実施しております。また、英語検定の支援といたしまして、補助金を交付し、合格者数の増加にも取り組んでいるところでございます。

このように英語に触れ合う機会を３歳児から行い、小学生では本町独自に英語授業を取り入れ、中学校までの義務教育終了までの過程で積極的な英語教育に取り組んでいるところでございますが、今後も教育委員会として学校や保育園、三育学院等と連携を図り、コミュニケーション能力の向上、英語教育の充実に努めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（渡辺善男君）　教育長。

○教育長（佐久間靖夫君）　それでは、私のほうからも、ご指名ですので、この件についてお答えさせていただきます。

ただいま教育課長から説明があったとおりでございますが、現状、三育学院の協力を基にほかではやっていない、特に幼児教育から英語を取り入れて、実際今、英語の授業が入っているのは小学校３年生から英語の授業が入っています。ということで、あと小学校の１年生、２年生も今もちろん行っておりますが、やっぱり途切れのない指導をしていこうということで保育園から中３までということで英語教育を行っています。英語教育であったり英語活動であったりということであります。そういうことからすると、かなり充実した英語教育は行われているのかなというふうに思われます。

私、今考えている一つは、さらに何か増やすんではなくて、やっぱり結果を出していきたいなというような、そういう思いがございます。特に中学校においては英検の補助をしております。これから英検の受検者を増やしていく、そしてまた合格者を増やしていく、そういう取組をぜひしていきたいということを考えておりますので、その辺については中学校の英語担当にその旨話しております。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君）　町長。

○町長（平林　昇君）　ただいまの志関議員のほうから、1,400万、何とか違うことに使ってよということでお話をいただきました。教育部局側から、教育の観点について見たお話をいただきましたけれども、私のほうから予算的な部分から見させていただいた話をさせていただきたいと思っております。

今回は、小学生の要するに給食費に対する補助ということで1,400万が出ております。ざ

っくりと言うと、小学生の補助で大多喜としては約2,000万円使っております。そのうちの財源として、1,200万がふるさと基金から今回は皆様にご了解をいただいて特別に出そうと。そして、残り800万円を物価高騰対策交付金から出そうという話になっております。ですから、今回のことで1,400万が浮いたからといって、これ一般財源から出ているわけではございませんので、できればふるさと基金のほうはやっぱり元にふるさと基金のほうに戻させていただいて、これから使わなければいけないものにしっかりとためておく。

そして、あと800万のうち200万が浮いてくるわけですけれども、これについてもきちっとほかの物価高騰対策というところにしっかりとお金を使わせていただくということで、志関議員からのお話のとおり、あそこについても確かにもっと厚くすれば厚くなった分だけ子供たちにとってはいいことなのかもしれませんが、お金の使い道の用途も含めて考えますと、基金は基金に、そしてまた物価高騰対策は物価高騰対策にというところで収めていったほうが無難ではないかなというふうに私のほうは考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君）　５番志関希久夫君。

○５番（志関希久夫君）　ご回答ありがとうございます。もともと交付金等は、給食費、今までなかったわけですから、そこにそれぞれ町の基金ですとか、そういった交付金というものから子供たちのために、親の経済的援助というのもあると思いますけれども、そういったもので賄われていた。それを元に戻すということは十分理解できるんですけれども、やはり少しはそういったところにも目を向けていただきたいなと思っております。

続きまして、２番目でございますけれども、大多喜図書館への幼児専用読書スペースの設置についてでございます。

大多喜町には県下最古の公立図書館があり、各種多くの蔵書を有しております。子どもの読書活動の推進に関する法律の第２条、基本理念では、「読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」として子供の読書活動を推進しています。大多喜町においても、おはなし会による未就学児、小学生向けの絵本の読み聞かせ、保育園や小学校での読み聞かせなど、第四次大多喜町子ども読書活動推進計画に基づき取組が行われております。

その取組の１番目として、子どもの読書活動推進における家庭の役割で、家庭での積極的な読書時間、子供が本と接する機会の充実により、読書の習慣性の推進に努めるとされてお

ります。幼児期から本に親しみ、習慣化により、成長に応じた読書はされると考えております。

現在の図書館には児童書のコーナーが設けられ、多くの蔵書がありますが、幼児と親が読書を楽しむための専用の読書スペースはありません。一方で、中央公民館を中心として、大多喜お城の森公園、おたっきーパークですけれども、またＢ＆Ｇ海洋センタープール、今年度開設されるアーバンスポーツコースなど、幼児と親、子供たちが多く集まる場所となっております。その一角に図書館がございます。各施設を利用した後に図書館に立ち寄るという動線は既にもうできていると考えております。

幼児期から本に親しむ場として、親と幼児が読書を楽しむための専用の読書スペースが必要と考えております。読書は全ての教育の基盤であり、読む・書く・話す・聞く力を育て、コミュニケーション能力を高めるものです。また、思い描く創造力を高め、新たなものを生み出す創造力を養い、自ら学ぶ力をつけることができます。子供が進んで読書に親しむことができる環境づくりをより進めるべきです。

幼児期の読書習慣は、小学校、中学校、高等学校へと学習能力の向上へとつながります。給食費負担軽減交付金制度交付金により余剰となる予算を活用して、図書館機能の拡充を図ることはできないでしょうか。こちらについても町長と教育長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（渡辺善男君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君）　ご質問につきまして、まず生涯学習課からお答えさせていただきます。

図書館の児童室は、以前は丸テーブルに２脚が置かれ、親子で読書を楽しむためのスペースがありましたが、令和５年度に頂いた寄附金を活用し、魅力ある蔵書の充実を図るため、児童図書と書棚を購入いたしました。それらを設置した際に丸テーブルを全て撤去し、代わりに四角テーブル１脚を置き、親子での読み聞かせ及び閲覧スペースを設置した経緯がございます。

しかしながら、志関議員のご指摘のとおり、現在の児童室内の読み聞かせ・閲覧スペースは手狭な感がございます。そのための改善策としまして、職員が児童室をご利用されている親子にお声をおかけし、図書館内の研修室へご案内し、畳を敷いた読み聞かせ・閲覧スペースを提供するなど、既存の施設を活用する形でご対応させていただいております。

また、図書館では、年間を通じて絵本の読み聞かせを行うおはなし会を開催しており、多

くの親子にご参加いただいております。さらに、昨年度から新たな取組としまして、子供たち同士が絵本を読み聞かせし合うよみきかせっ子も実施しております。

これらソフト事業の充実も図り、幼児と親が本に親しみ、読書への関心を高める機会を創出していけるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　教育長。

○教育長（佐久間靖夫君）　それでは、やはりご指名なので、私のほうからも若干触れさせていただきます。

先ほど議員が引用された子どもの読書活動の推進に関する法律というものがございまして、その中に、読書活動は、学力だけでなく、人生を生きる力を身につけるために欠くことができないものだということがうたわれています。

先ほど来、議員の話の中にも読書の有効性についてはるる述べられておりましたので、私からは申し上げるところございませんが、これから多分世の中はデジタル化、そしてＡＩ化が進んでまいります。そういう中でどこに回帰するかというと、やはり読書の力、ここに力点を置かないと学力は上がっていかないのかなというふうに思います。

私のちょうど教え子が、もう今保護者世代になっています。時々聞かれることに、子供が生まれたんだけれども、学力面でどういう子育てをしたらいいのかというような、そういう質問を受けることがございます。私は、真っ先に言うことは、まず本好きの子供にしてくれということ、そしてお金を使わずに有効に読書ができるのは図書館なので、ぜひ親子で図書館に足を運ぶようにということを、そういう話をさせていただいているところでございます。

本町の天賞文庫、大多喜図書館については、非常に先ほど歴史あるということをお話ありましたけれども、来年130周年を迎えるというような図書館で、公立図書館の千葉県の第１号の図書館でございます。そういう歴史ある図書館を本町の住民が、親子がぜひ使ってもらえるように、今図書館では、先ほど課長からもあったように、様々な工夫をしています。本当にこんなにたくさんのことをやっているんだなと私も感心するぐらいのことをやっております。ぜひそこを利用するために、先ほど志関議員からもあったように、そこの場所が非常にいい場所で、お城の森公園があったり、Ｂ＆Ｇの施設があったり、そして図書館があり、それから公民館があるということで、遊び、スポーツ、文化の中枢がそこにそろっているという非常にいい場所かなというふうに思いますので、動線の中にぜひ図書館が入るようにということで、今後また職員と共にこのＰＲ活動もしていきたいというふうに考えているとこ

ろでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　町長。

○町長（平林　昇君）　では、続きまして、私のほうからお話しさせていただきたいと思います。

教育部局的な話は先ほど来ずっと出ておりますので、金銭的な部分では先ほど申し上げたようなところでございまして、どうしてもやっぱり原資となるお金の流れがどういう形で流れていくべきなのかということから考えると、ちょっと難しいかなというふうにも考えております。

ただ、子供たち、お母さんとお父さん、そしてお子さんが読み聞かせのブースとして、何か限られた手狭感があるし、もうちょっと１つの部屋に入って、ある程度声を出してお話しできるという形ができれば本来ベストだろうというふうに私も思います。ただ、今の現況としてはなかなかそこまでのものができないということで、今研修室のほうに畳のところで読み聞かせをどうぞというふうにサポートしていただいたりしているようでございますので、もうしばらくの間はそこのところを有意義に使っていただいて、予算的にもうちょっと何とかなるようであれば、どこかのタイミングではぜひ考えていきたいというふうに思っておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君）　５番志関希久夫君。

○５番（志関希久夫君）　それぞれご回答いただきましてありがとうございます。予算の問題、あると思います。ただ、幼い子供たちが読書をする場、読み聞かせを受ける場、楽しくそういったものを行える場所、ただ単にパーティションで区切ってここでやってくださいよというんではやはり楽しくないと思うんですね。やはり子供らしく、そこで活動ができるような環境をつくって、その中で読書をしていくんだと、そういった環境をできるだけつくっていただきたいなと思っております。

そして、最後になりますけれども、まず先んじて、大多喜町、学校の給食の無償化をやっております。これやっぱり子供たちに対する一の矢だと思っております。それを教育環境の思い切った底上げ、これが二の矢じゃないのかなと私考えております。昨年、おおたきっこ子育て応援宣言が出されまして、それとまた教育環境の充実・拡充、子供を育てる町大多喜へとすべく教育予算への振替、またご一考いただければと思っております。よろしくお願い

ます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君）　以上で志関希久夫君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

その間に昼食を取っていただき、午後は１時から会議を再開します。

（午前１１時３９分）

○議長（渡辺善男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

◇　山　口　定　夫　君

○議長（渡辺善男君）　一般質問を続けます。

次に、８番山口定夫君の一般質問を行います。

８番山口定夫君。

○８番（山口定夫君）　８番山口定夫です。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は、地域防災計画の未修正と災害対策基本法第42条に基づく修正義務についてでございます。執行部の皆様方には、簡潔明瞭かつ前向きにご答弁くださいますようお願いいたします。

なお、質問の前に、７月28日16時27分、熊本県熊本地方でマグニチュード7.1の大地震が発生しました。８月27日付の内閣府の速報では、この地震により、死者38名、負傷者368名、被災された家屋は一部損壊も含め３万1,798棟にも及んでおります。また、先月13日に発生した千葉豪雨について、同日付の内閣府の速報は、死者13名、行方不明者１名、負傷者46名、被災された家屋は床下浸水を含め4,635棟にも及ぶものであり、いずれも大規模な地震や水害となっております。お亡くなりになられた方々へのご冥福と、被災されました皆様にはお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

それでは、質問に戻りたいと思います。

近年、台風の大型化や線状降水帯の頻発、さらには南関東直下地震の切迫性など、私たちを取り巻く災害リスクは明らかに増大しています。南関東直下地震とは、関東地方の南部、神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県南部で歴史的に繰り返し発生するマグニチュー

ド７級の大地震を指す総称であります。

こうした中で、町民の生命、身体及び財産を災害から守るための根幹となるのが地域防災計画であります。先日、担当課に地域防災計画の最新版を確認したところ、令和３年度修正版が最新である旨の回答をいただきました。現在、町のホームページに掲載されている地域防災計画も令和３年度修正版となっております。

しかしながら、令和５年度以降、町の組織や事業、そして水道供給体制では、地域防災計画に直結する重大な変更が連続して発生しています。

まず、事実を確認いたしますが、令和５年６月23日をもって特別養護老人ホーム事業が廃止され、以後は残務整理の後に事業終了となっています。

次に、令和７年３月31日をもって、町水道事業が廃止となり、同年４月１日から夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道局による広域経営が開始されました。水道事業廃止に伴い、環境水道課から生活環境課へと課名変更が行われております。

また、本年３月31日をもって、南房総地域への水道用水供給事業体でありました南房総広域水道企業団が解散となり、本年４月１日から県営水道と統合となっております。

これらは全て予定ではなく、確定している事実であります。

さらに、災害対策基本法第42条では、市町村防災会議は、毎年地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないと定めています。ここで重要なのは、修正時期は年度初め、年度中、年度末のいずれとも決まっていないという点であり、重大な変更が確定した時点で随時修正することが法の趣旨と考えます。

以上の状況を踏まえ、ここで伺います。

令和３年度修正版以降、地域防災計画が３年以上修正されていない理由について、災害対策基本法第42条の趣旨との整合性をどのように考えているのか伺います。

○議長（渡辺善男君）　総務課長。

○総務課長（麻生克美君）　ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

災害対策基本法第42条におきましては、市町村防災会議は、毎年地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないと規定されてございます。本町といたしましても、この法の趣旨及び重要性は深く認識しているところでございます。

これまで数年間、大規模な修正に至らなかった理由といたしましては、計画の根幹に関わる上位計画である千葉県地域防災計画の改定スケジュールや国・県における地震被害想定の

見直し、さらには本年５月に気象庁が運用を開始した新たな防災気象情報との整合性を図る必要があったためでございます。

こうした大きな制度的・技術的変更が見込まれる中で、単に形式的な軽微な修正を繰り返すのではなく、次期改定において確実に反映させることが実効性を担保する上で最善であると判断したところでございます。決して法的義務を軽視しているわけではなく、限られた人員体制の中で、日々の防災業務や実際の災害対応と並行しながら実効性の高い計画へのブラッシュアップに向けた準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君）　８番山口定夫君。

○８番（山口定夫君）　回答ありがとうございました。

次に、本町の水道事業は、令和７年度から夷隅郡市２市２町の末端供給事業体が統合し、夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道局が業務を担う体制へと移行いたしました。また、夷隅郡市の水源を担ってきた南房総広域水道企業団は本年３月末日をもって解散し、県営水道と統合するなど、水道の供給体制、応急復旧体制、連絡系統は大きく変化しています。

そこで伺います。

災害時の応急給水、断水時の復旧責任、広域の水道局との連絡体制など、町の防災対応に直結する重要な変更であるにもかかわらず、地域防災計画に反映されていない現状をどのように認識しているのか伺います。

○議長（渡辺善男君）　総務課長。

○総務課長（麻生克美君）　議員ご指摘のとおり、令和７年度から夷隅郡市２市２町の末端供給事業体の統合による夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道局への移行、及び水源を担ってきた南房総広域水道企業団の県営水道への統合は、本町の災害時における応急給水や断水時の復旧体制、さらには連絡系統に直結する重要な変更であると認識してございます。

現在、本町におきましては、水道局を含めた関係市町で、災害時の具体的な連絡体制や復旧における役割分担などについて実務的な調整を担当レベルで進めているところでございます。県内の先進事例である地域防災計画においても、広域で展開されている一部事務組合の上水道事業が防災関係機関として広域的な連携体制が明記されておりますので、本町におきましても、こうした広域上水道事業者等の防災体制との接続は不可欠であると考えております。

今後の計画修正に当たっては、この新しい水道供給復旧体制、飲料水の供給も含めしっか

りと位置づけ、実効性のある連携スキームを構築していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君）　８番山口定夫君。

○８番（山口定夫君）　ただいま調整をしているとのことでございましたが、災害時の責任主体や連絡体制が不明確なままでございます。

そこで伺いますが、災害時の応急給水は誰が責任主体なのか、また断水、復旧の指揮系統は誰が主導するのか、さらに災害時の連絡体制はどの部署同士がどのタイミングでどの手段で情報共有する仕組みとなっているのか伺います。

○議長（渡辺善男君）　総務課長。

○総務課長（麻生克美君）　ただいまのご質問につきましては、夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道局による広域経営が開始されたことにより、命令権者がどうなっているか、また初動体制や命令伝達の遅延のおそれがあるという点でご回答させていただく形でよろしいでしょうか。

ただいまのご質問の中で、本町地域防災計画、第２編、震災編、第３章、災害応急対策計画、第１節、災害対策本部活動におきまして、指定地方行政機関などの活動体制、各関係機関の活動体制がうたわれているところでございます。

その中の防災上重要な施設の管理者の責務が明記されているところでございます。町の区域内の防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、地震による災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、法令や本地域防災計画などに定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずると記載されてございます。このことからも、防災上重要な施設である大多喜町の上水道施設が被災した場合は、上水道施設管理者が速やかに対応することとなってございます。

続いて、活動体制も記載されてございます。防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び服務の基準を定めておくと記載されてございます。この内容からも、水道施設管理者が職員の配備や服務基準を定めるとされており、夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道局に確認したところ、災害対応に必要な運営事項を構成市町の基準等を参考に定めてあり、これにより必要な体制を既に実施しているということも確認してございます。

議員のご指摘の初動体制や命令伝達に係る遅延の心配につきましては、このような運営を

既に水道局は実施してございます。この点においては、現在、本町地域防災計画の運用の中でもその活動体制が明記されておりまして、対応できることとなってございます。ただし、この点につきましても、再度夷隅郡市２市２町と水道局で協議・調整を図りながら、応急給水や給水車及び給水資機材の調達並びに給水活動に必要な事項を確認していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君）　８番山口定夫君。

○８番（山口定夫君）　回答ありがとうございます。

次に、地域防災計画は災害時に町がどのように行動するのかを定める行動計画であり、職員が災害時に迷わず動くための根拠となるものです。令和５年度以降、町の組織改正、事業廃止、水道事業の広域化など、町の災害対応に直結する体制が大きく変わっているにもかかわらず、地域防災計画は令和３年度修正版のままであることは災害時の初動対応に支障を来すものと考えます。

そこで伺います。

旧体制のまま地域防災計画が放置されていることによる災害時のリスクをどのように認識しているのか伺います。

○議長（渡辺善男君）　総務課長。

○総務課長（麻生克美君）　地域防災計画は、まさに災害時において町がどう行動すべきかを定める行動計画であり、職員が災害の混乱の中で迷わず初動対応に当たるための重要な根拠となるものでございます。

ご指摘のとおり、組織改正や事業廃止、そして水道事業の広域化といった体制の変化が反映されていない現状は、いざというときの初動対応や連絡調整において混乱を招きかねないリスクを含んでいるものと厳しく認識してございます。

しかしながら、本町の防災体制が停滞しているわけではございません。計画の文字面こそ旧版となっているものの、実際の災害対応の現場におきましては、新組織への移行や水道局をはじめとする関係機関との連絡網、実務上の連携手順を実態に合わせて補完・共有しながら不測の事態に備えてございます。

とはいえ、計画と実態の乖離が長期化することは好ましくありませんので、実際の現場での不安やリスクを早期に解消するためにも、現在進められている各種制度の移行や国・県の動向を見極めながら、稼働性の高い計画へと改める必要があると考えてございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　８番山口定夫君。

○８番（山口定夫君）　ただいまの答弁では、もう既に着手しているという回答でございましたけれども、地域防災計画の事務分掌は組織改正後も修正されていないけれども、一方で災害対策本部の規定では、業務分掌表は生活環境課など、実態に合わせて更新はされています。町はこの関係を職員は理解されているというふうに説明しているものと考えます。

とはいえ、法定計画の整合性と内部文書の関係は全く別の問題ではないだろうかと思います。災害対策基本法第42条が求める随時修正の義務を踏まえ、地域防災計画の事務分掌を最新の組織体制に合わせて修正すべきではないかと考えます。計画と実務が異なる状況は、災害時の初動でも最も危険であると考えます。

そこで伺います。

内部マニュアルで補えば問題がないという答弁は災害対策基本法第42条の趣旨に反すると思うが、どうか。また、旧体制のまま計画が残っていることで、災害時に誤った判断が生じるリスクをどのように評価しているのか、お聞かせください。

○議長（渡辺善男君）　総務課長。

○総務課長（麻生克美君）　先ほどの答弁の中でも、現状の災害対策本部の業務対応につきましては、現状の体制でしっかりと対応させていただいているというような形でご答弁させていただいたところでございます。

本町の地域防災計画、第２編、震災編、第３章、災害応急対策計画、これの中では、災害対策本部の組織及び事務分掌が記載されてございますが、議員おっしゃるとおり、この記載されている体制の内容は大多喜町災害対策本部規程に基づくものであり、本規程においては既に特養ホームの削除、環境水道課から生活環境課への改正は行っているところでございます。冒頭、議員さんからおっしゃったとおり、令和５年の改正、令和７年からの新体制、その都度規程のほうを見直しをさせていただいて、それに基づき対策本部の対応がされているところでございます。

これによりまして、令和６年度まで環境水道課で担ってきた環境水道班の業務分掌は、令和７年度からは生活環境課担当の生活環境班に改正されてございます。現本町対策本部においては、修正後の体制で運営をしているところでございます。

本町においては、このような機構改革や体制の変更などに早期に対応できるよう、本町災害対策本部条例に基づく本部の組織及び運用に関し、必要な事項を大多喜町災害対策本部規

程で規定し、地域防災計画との相違、計画の修正等のいとまがない等にも早期に対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君）　８番山口定夫君。

○８番（山口定夫君）　回答ありがとうございました。

次に、災害対策基本法第42条は、重大な変更が確定した時点で随時修正することを求めています。

ここで伺います。

町として随時修正を行う意思があるのか、また年度初め、年度中、年度末のどのタイミングで修正する方針なのか、具体的な時期を伺います。

○議長（渡辺善男君）　総務課長。

○総務課長（麻生克美君）　災害対策基本法第42条の趣旨を踏まえ、重大な変更が確定した時点で随時修正を行っていく意思の有無でございますが、町といたしましては、法が求める随時修正の重要性を十分認識しているところでございます。

ただし、具体的な修正のタイミングにつきましては、単に年度初めや年度中といった形式的な区切りにとどまらず、本町単独の動きだけでなく、現在予定されている千葉県地域防災計画の修正動向、さらには千葉県地震被害想定の見直しや、気象庁が本年５月から運用を開始した新たな防災気象情報との兼ね合いなどを総合的に勘案する必要がございます。

したがいまして、本町単独で拙速に修正を重ねるよりも、県の上位計画の修正作業や各防災関係機関との調整の進捗をしっかりと見据えた上で、最も実効性が高く、かつ二度手間にならない適正なタイミングを捉えまして、計画の修正を遂行する方針で進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君）　８番山口定夫君。

○８番（山口定夫君）　回答ありがとうございました。

最後となりますけれども、災害は制度の移行を待ってくれません。地域防災計画が古いままであれば、いざというときに町の対応が遅れ、町民の安全が脅かされます。町として、現状の災害リスクと制度変更を踏まえた地域防災計画の修正を早急に進めるべきと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（渡辺善男君）　総務課長。

○総務課長（麻生克美君）　災害は、行政の制度移行や組織改正の都合を待つことなく襲いかかってくるところでございます。地域防災計画が実態と乖離しているのではないかというご懸念、そして町民の安全・安心を何よりも守り抜かなければならないという議員のご指摘は、深く、そして重く受け止めてございます。

私たち防災担当といたしましては、決して修正業務を怠っているわけではなく、限られた人員体制の中で日々の防災業務や実際の災害対応、さらには関係機関との実務調整に全力を注いでございます。しかしながら、南関東直下地震の切迫性が叫ばれ、気象情報の変化や広域水道体制への移行など、防災を取り巻く環境が大きく変わる中、計画のアップデートも必要であることも痛感してございます。

今後は千葉県の地域防災計画の修正動向や新たな被害想定等が出そろうのを的確に見据えつつ、これまでの実務的な調整の成果をしっかりと計画に落とし込んで、町民の命と暮らしを守る実効性のある計画となるよう修正作業を進めたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君）　８番山口定夫君。

○８番（山口定夫君）　回答ありがとうございました。ただいま地域防災計画について、近年の災害リスクの高まりや水道事業の広域化など、町の体制変化を踏まえ、修正事務を加速化させる旨の回答をいただいたものと認識しております。令和５年度以降、町の組織改正や水道供給体制の大幅な変更が続き、現行の地域防災計画とのそごが生じていることについて、町としての課題の認識を共有できたものと受け止めています。

災害は制度移行を待ってくれません。町民の生命、身体及び財産を守るためには実態に即した地域防災計画の整備が不可欠であります。今後、広域水道局や県営水道をはじめとする関係機関との連携を進め、実効性ある防災体制の構築を強く求めます。

町民の安全を守るため、迅速な対応を期待し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君）　以上で山口定夫君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

◎報告第７号の上程、説明

○議長（渡辺善男君）　日程第３、報告第７号　継続費精算報告書についてを議題とします。

本件について、報告願います。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君）　報告第７号の説明をさせていただきます。

議案つづりの１ページをお開きください。

継続費精算報告書について。

令和７年度大多喜町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第２項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。

令和７年度大多喜町一般会計継続費精算報告書。

款２総務費、項１総務管理費、事業名、総合計画・総合戦略策定事業。こちらは令和６年度当初予算におきまして継続費を設定させていただきました令和８年度から10年間を計画期間とする大多喜町第４次総合計画基本構想と、その前半５年間を計画期間とする前期基本計画及び大多喜町第３期総合戦略と人口ビジョンの策定業務が令和６年度、７年度の２か年で終了しましたので報告させていただくものでございます。

表内の全体計画の年割額は、令和６年度1,408万円、令和７年度1,578万5,000円、合計2,986万5,000円、実額の支出済額は全体計画と同額で、財源は一般財源でございます。

その下になります。款９教育費、項４社会教育費、事業名、町史編さん事業。こちらは令和４年度の補正予算におきまして継続費を設定させていただきました昭和末期以降の平成約30年間の町史の編さんについて、当初３年間の計画を令和６年度に１年延長しまして、令和４年度から令和７年度の４か年で終了しましたので報告させていただくものでございます。

表内の全体計画の年割額は、令和４年度69万9,000円、令和５年度349万3,000円、令和６年度103万4,000円、令和７年度176万円、合計698万6,000円。実額の支出済額は、令和４年度69万8,500円、令和５年度、令和６年度の支出はゼロで、令和７年度628万6,500円、合計698万5,000円。年割額と支出済額の差は、令和４年度500円、令和５年度及び令和６年度の差452万7,000円は全額令和７年度へ繰越し、令和７年度マイナス452万6,500円、合計1,000円で、財源は一般財源でございます。

以上で報告第７号　継続費精算報告書についての報告を終わらせていただきます。

○議長（渡辺善男君）　これで報告第７号　継続費精算報告書についてを終わります。

◎議案第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君）　日程第４、議案第35号　指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君）　それでは、議案書の５ページをお開きください。

議案第35号　指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

初めに、提案理由についてご説明いたします。

現在、Ｂ＆Ｇ海洋センタープール裏手に整備を進めておりますパンプトラック施設については９月末に完成予定ですが、10月以降の施設管理運営に当たりまして、民間事業者が持つ知見やノウハウを生かし、より効果的・効率的な運営を行い、さらなるサービスの向上と経費節減を図ることを目的とし、指定管理者制度を導入したいと考えております。

また、指定管理に当たっては、現在の海洋センター施設の指定管理者である特定非営利活動法人ＥＳＤＧＺ　ＯＴＡＫＩに管理を委託したいと存じます。

それでは、本文の説明をいたします。

指定管理者の指定について。

次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

１、管理を行わせる施設、パンプトラック。

２、指定管理者、特定非営利活動法人ＥＳＤＧＺ　ＯＴＡＫＩ、代表、吉川智之。千葉県夷隅郡大多喜町大戸433番地。

３、指定期間、令和８年10月１日から令和13年３月31日まで。

以上で議案第35号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番久保初江君。

○１０番（久保初江君）　今回、パンプトラックの設置ということで、今までの既存の体育館とかテニスコート、野球場とかなどとはちょっと異なる専門性のある部分が多いかと思われますけれども、この指定管理者を指定することで専門性のある指導とか、そういうことはできますか。

○議長（渡辺善男君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君）　ＥＳＤＧＺ　ＯＴＡＫＩのほうは関連団体が千葉市内でもパンプトラック施設を管理運営しておりますので、その辺の専門知識を持ったスタッフを派遣依頼することは可能だと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○１０番（久保初江君）　その専門性を持った方を依頼するということなんですけれども、それは今の指定管理の中の業務のお金の中でやり取りができるという認識でよろしいですか。

○議長（渡辺善男君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君）　明日の９月補正予算案の中で、その分の指定管理の増額のほうを見込んでおりますので、そういった面でよろしくお願いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　異議なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君）　挙手全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君）　日程第５、議案第36号　大多喜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（渡邉陽二君）　それでは、議案書７ページをお開きください。

議案第36号　大多喜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

本文に入る前に、提案理由をご説明いたします。

このたび、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部改正により、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度に関する規定が新設されました。本制度は、ゼロ歳６か月から満３歳未満の未就園の子供を対象に、保護者の就労要件等を問わず、月10時間の範囲内で保育所等に通うことができる制度であり、全ての子供の健やかな成長と子育て支援の充実、負担軽減などを目的とするものでございます。

子ども・子育て支援法第54条の３において準用する同法第46条第２項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準については市町村が条例に定めることとされております。これを受け、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を明確にし、事業の安全性の確保や良質かつ適正な特定乳児等通園支援を提供するため、本条例を整備するものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきますが、条文の朗読は一部割愛し、説明させていただきますので、あらかじめご了承ください。

大多喜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

第１条は、この条例の趣旨について定めたものでございます。

８ページをお開きください。

第２条は、特定乳児等通園支援事業者が守るべき一般原則について定めたものでございます。

第３条は、利用定員の設定について定めたものでございます。

12ページをお開きください。

下から７行目、第14条は、保育指針に準じた特定乳児等通園支援の適切な提供について定めたものでございます。

13ページになります。

下から６行目、第19条は、事業の運営に関する重要事項を定めた運営規程の策定について定めたものでございます。

17ページをお開きください。

中段の第29条は、地域との連携交流などを定めたものでございます。

第30条は、事故発生の防止及び発生時の対応を定めたものでございます。

21ページをお開きください。

最後に、附則でございますけれども、本条例の施行期日は、公布の日から施行するものとしております。

以上で議案第36号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（渡辺善男君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

３番渡辺八寿雄君。

○３番（渡辺八寿雄君）　お願いします。保護者の就労要件を問わず、保育所等に通っていないゼロ歳６か月から３歳未満の子供を月一定期間預かるという通園制度でありますけれども、この条例が施行されることによって、本町において救済されるお子さんたちがいらっしゃるのかどうか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君）　教育課長。

○教育課長（渡邉陽二君）　実際、４月から、現つぐみの森保育園とみつば保育園については、この12月議会にこども誰でも通園制度の条例のほうを可決していただいたんですけれども、その適用を受けていますので、実際、実績として４月以降、２名の乳幼児のほうが、対象年齢のお子さんが利用していますので、それと当然３歳未満の子については誰でも利用できますので、そういうことになります。

以上になります。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　異議なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君）　挙手全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君）　日程第６、議案第37号　大多喜町都市交流センター事業推進基金条例の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（小高一哉君）　それでは、23ページのほうをお開きください。

議案第37号　大多喜町都市交流センター事業推進基金条例の制定について。

本文に入る前に、提案理由をご説明させていただきます。

これまで大多喜町都市交流センターの指定管理者から頂いております寄附金については一般財源として受け入れていたため、ほかの歳入と交じり合い、寄附者の意向、例えば都市交流センターの施設改修及び整備など、これらに沿った使途の明確化や中長期的な施設管理を見据えた計画的な財源の積立てができていない状況となっております。

そこで今回、都市交流センターの適切な維持管理をはじめ、特産品の普及や地域の活性化などに向けた事業を将来にわたって継続的に推進していくために、これらの財源の使途を都市交流センターのための財源として明確にしまして計画的に活用していくことが不可欠であると考え、新たな基金を設置すべく本条例を制定しようとするものであります。

それでは、条文の朗読を一部割愛して、概要を説明させていただきます。

大多喜町都市交流センター事業推進基金条例を次のように制定する。

第１条の設置から第５条、繰替運用までの規定につきましては、基金の設置目的や指定管理者等からの寄附金等を財源として積み立てる旨、また基金の適切な管理運用方法について規定するものであります。

続いて、第６条の処分につきましては、本基金を取り崩して活用できる事業を限定して規定しており、施設の整備及び維持管理に関する事業をはじめ、地域観光等の情報提供、特産品の普及宣伝、そして地域の活性化などに要する経費の財源に充てる場合に限り処分できる

こととしております。

第７条は、委任規定を定めたものです。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

７番渡邉泰宣君。

○７番（渡邉泰宣君）　第６条の内容で、（１）の施設整備及び維持管理に関する事業ということで、これ具体的にどんな内容になるのか。

○議長（渡辺善男君）　農林課長。

○農林課長（小高一哉君）　まず、都市交流センター、今、道の駅というふうになっているんですけれども、あそこの大規模な修繕、今までも何件か過去やってきております。あと、いろんな備品がございます。そちらの備品もある程度老朽化しますと更新を迎える時期になっております。そちらの金額は、ある程度大きなものについては協議の上、町のほうで行うということになっておりますので、そちらのほうに充てたいというふうに考えております。

今後もやはり施設のほう、ある程度老朽化しております。ですから、修繕とかが発生する場合は、今後この基金を使ってそういう修繕をしていきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

７番渡邉泰宣君。

○７番（渡邉泰宣君）　施設ということでちょっとよく分からないんだけれども、あの駐車場の路面が大分傷んでいるような気がするんですが、それは県がやるのか、町がそういうことに活用するのか、その辺ちょっとお伺いできたらと思います。

○議長（渡辺善男君）　農林課長。

○農林課長（小高一哉君）　都市交流センターのほうですね、都市交流センターと道の駅と言われているトイレの部分が両方あります。トイレの部分のあの前にある部分は県のほうの駐車場ということで、裏と、この前ある程度広げた部分は都市交流センターの駐車場になります。あと、裏側も都市交流センターの駐車場になります。

確かに、あちらの路面の路床の部分がかなり剝がれてきております。そちらにつきましても、やはりここは指定管理者でありますたけゆらの里と今後協議しまして、適正な時期にこ

の基金を利用、そういうためにこの基金をしますので、そこはまた今後協議をしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　異議なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君）　挙手全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君）　日程第７、議案第38号　大多喜町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君）　それでは、25ページをお開きください。

議案第38号　大多喜町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法施行規則の一部を改正する省令が令和８年６月30日に公布され、同年10月１日から施行することとなりました。この改正は、令和７年の地方分権改革に係る提案募集において、認可地縁団体の許可などに係る告示で代表者の住所を告示することの見直しを求める提案があったことを踏まえたもので、本省令に第18条の３が新設されるほか、条文の一部が

改正されたところでございます。

この改正によりまして、当該条項を引用している本町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例を改正する必要が生じましたので、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみを説明させていただきますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。

大多喜町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

本条例の一部を次のように改正する。

第４条の改正につきましては、地方自治法施行規則の台帳作成について規定した条項が移動することに伴い、当該引用条項を改正するものでございます。

第12条の改正につきましては、地方自治法施行規則の告示事項について規定した条項が移動することに伴い、同じように当該引用条項を改正するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例を令和８年10月１日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番山口定夫君。

○８番（山口定夫君）　今回の改正に伴って、現在設置されている認可地縁団体のほうで何か新たに手続を行うとか、そういうことがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（渡辺善男君）　総務課長。

○総務課長（麻生克美君）　ただいまのご質問でございますが、あくまでも記載することをしない旨ができるところでございます。ですから、今その住所地をほとんどの本町５地区の団体が認可地縁団体の認定を受けているところでございますが、そちらにつきましてはそのままの告示行為で経過措置として見させていただきます。今後、その住所地の記載が必要ないというような申出と町長が判断したときには、来年度以降変わっていくような形になっております。ですから、本年度、この施行前に受け付けた告示行為につきましては現状のままという形になってございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　異議なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君）　挙手全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

次は14時10分から再開します。

（午後　２時００分）

○議長（渡辺善男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時１０分）

◎議案第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君）　日程第８、議案第39号　大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君）　それでは、議案書の27ページをお開きください。

議案第39号　大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

初めに、提案理由についてご説明いたします。

先ほどの議案第35号でもご説明させていただきましたが、10月からパンプトラック施設を町のスポーツ施設として管理運営を始める際に、パンプトラック施設の設置及び使用料を規定する必要があることから所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、本文の説明をいたします。

大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本条例の一部を次のように改正する。

第２条の表テニススクエアの項の次に次のように加える。

パンプトラック、大多喜町大多喜486番地15。

別表中テニススクエアの項の次に次のように加える。

表の記載内容については、先日の議会議員全員協議会にてご説明した内容のとおりですので、割愛させていただきます。

附則、この条例は、令和８年10月１日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和８年11月１日から施行する。

この附則についてですが、10月中はプレオープンのため使用料金は頂きません。11月からは使用料金を頂きますので、使用料金の施行日を１か月ほど遅らせたものでございます。

以上で議案第39号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番久保初江君。

○１０番（久保初江君）　直接的に金額の話ではないのかもしれないんですけれども、参考資料の５ページのこれ……、議案審議資料……

○議長（渡辺善男君）　議案書で説明するようにお願いします。

○１０番（久保初江君）　議案審議資料は駄目なんですか。

（「それ使っちゃ駄目」の声あり）

○１０番（久保初江君）　使っちゃ駄目。議案書……

（「議案書だけ」の声あり）

○１０番（久保初江君）　議案書５ページのテニスコートの使用の時間について、一番下のほうに書かれているんですけれども、４月から８月までは６時半まで、９月、２月及び３月は

５時半まで、10月から１月までは４時半までと記載をされているんですけれども、これはナイターのライトがなくてもできる時間帯だという……

（「議題外だよ」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　久保議員に申し上げます。

議案に対する質疑をお願いします。参考資料は議案ではございません。

○１０番（久保初江君）　時間ではないんですけれども……

（「利用料のことだけ」の声あり）

○１０番（久保初江君）　はい。じゃ、失礼いたします。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　異議なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君）　挙手全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君）　日程第９、議案第40号　大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（海老根友大君）　それでは、議案第40号についてご説明いたします。

議案つづり29ページをお開きください。29ページになります。

初めに、提案理由をご説明いたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正する法律が令和８年６月19日に公布されましたことに伴いまして、大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、本文に入ります。

大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

第９条中「法第６条の２第５項」を「法第６条の２第７項」に改める。

この改正は、非常災害廃棄物に係る平時からの備えに関する規定の整備がなされまして、同法第６条の項数のずれが生じることから、当条例においても同法を引用しておりますので、その部分がございますので、その該当する条文を改正するものとなります。

次に、附則につきましては、施行期日を定めるもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日、またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　異議なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君）　挙手全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺善男君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

明日２日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（午後　２時１８分）

第１回大多喜町議会定例会９月会議

（ 第 ２ 号 ）

令和８年第１回大多喜町議会定例会９月会議会議録

令和８年９月２日（水）

午前１０時００分　開議

出席議員（１２名）

１番	吉野一男君	２番	森　　久君
３番	渡辺八寿雄君	４番	末吉昭男君
５番	志関希久夫君	６番	麻生　　勇君
７番	渡邉泰宣君	８番	山口定夫君
９番	及川はるな君	１０番	久保初江君
１１番	加々美昌美君	１２番	渡辺善男君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定による出席説明者

町長	平林　昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	麻生克美君	企画課長	米本敏克君
財政課長	市原芳則君	税務住民課長	本村武士君
健康福祉課長	長野国裕君	建設課長	森　芳博君
農林課長	小高一哉君	商工観光課長	浅野健二君
生活環境課長	海老根友大君	会計室長	須藤明実君
教育課長	渡邉陽二君	生涯学習課長	渡鍋佳晋君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木島丈佳	書記	山川貴子
書記	市原和男		

議事日程（第２号）

日程第　１　議案第４１号　令和８年度大多喜町一般会計補正予算（第５号）

日程第　２　議案第４２号　令和８年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第　３　議案第４３号　令和８年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第　４　議案第４４号　令和７年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第　５　議案第４５号　令和７年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第　６　議案第４６号　令和７年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第　７　議案第４７号　令和７年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第　８　議案第４８号　令和７年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第　９　報告第　８号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

◎開議の宣告

○議長（渡辺善男君）　おはようございます。

昨日の会議に引き続き、ご苦労さまです。また、滝口代表監査委員には昨日に引き続きご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

なお、２番森久議員が所用のため本日遅参する旨の通知がございました。ご承知願います。

これから会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（渡辺善男君）　皆様に申し上げます。気温が高くなっております。暑いので上着を脱いでいただいても結構です。

本日の議事につきましては、既に配付の議事日程（第２号）により進めてまいります。よろしくお願いします。

◎議案第４１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君）　これから日程に入ります。

日程第１、議案第41号　令和８年度大多喜町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

なお、着席での説明を許します。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、着座にて説明させていただきます。

議案第41号の説明をさせていただきます。

31ページをお開きください。

令和８年度大多喜町一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億8,943万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億8,994万2,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第２条、地方債の追加及び変更は、「第２表　地方債補正」による。

それでは、第２表、地方債補正から説明させていただきますので、35ページをお開きください。

第２表、地方債補正。

１、追加、これは地方債補正として起債を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

起債の目的、社会教育施設整備事業債、限度額3,260万円は、中央公民館管理運営事業の非常用発電機更新及び照明設備の更新経費に充当するものでございます。

次の児童福祉施設整備事業債、限度額2,280万円は、保育園管理運営事業、両保育園の照明設備の更新経費に充当するものでございます。

下の表をご覧ください。

２、変更、表内の起債の限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

上から、一般廃棄物処理施設整備事業債、限度額1,930万円を9,660万円に7,730万円増額するもので、環境センター管理運営事業管理棟の建設ほか、施設整備工事へ充当するものでございます。

次の飲料水供給施設整備事業債は、限度額2,100万円を2,470万円に370万円増額するもので、飲料水供給施設維持管理事業、伊藤浄水場の取水ポンプ更新ほか施設改修工事へ充当するものでございます。

次の観光施設整備事業債は、限度額3,780万円を3,980万円に200万円増額するもので、観光センター管理運営事業、観光本陣の照明設備の更新経費に充当するものでございます。

次の社会体育施設整備事業債は、限度額１億410万円を１億1,040万円に630万円増額するもので、海洋センター管理運営事業、照明設備の更新経費に充当するものでございます。

次の農林水産施設災害復旧事業債は、限度額60万円を110万円に50万円増額するもので、単独災害復旧事業として実施する農道の復旧工事に充当するものでございます。

一番下の公共土木施設災害復旧事業債は、限度額6,170万円を9,290万円に3,120万円増額するもので、単独災害復旧事業として実施する町道及び普通河川の復旧工事に充当するもの

でございます。

それでは次に、事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきます。

２枚めくっていただきまして38、39ページをお開きください。

２、歳入、款１町税、項３軽自動車税、目１環境性能割153万6,000円の減額補正は、税制改正による軽自動車環境性能割の廃止に伴う減額でございます。

款９環境性能割交付金、項１環境性能割交付金、目１環境性能割交付金999万9,000円の減額補正も、町税と同じく税制改正による減額でございます。

款10地方特例交付金、項１地方特例交付金、目１地方特例交付金1,418万3,000円の増額補正は、当初予算で計上している個人住民税減収補塡、地方揮発油譲与税減収補塡分と環境性能割廃止に伴う自動車減収補塡及び軽自動車税減収補塡分の追加分が決定されたことによる増額でございます。

款11地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税100万円の増額補正は、地域おこし協力隊事業、起業支援事業補助金分の増額でございます。

款13分担金及び負担金、項１負担金、目４給食費負担金1,409万6,000円の減額補正は、国の学校給食費の抜本的な負担軽減による減額でございます。

その下、目５災害復旧事業費負担金239万5,000円の増額補正は、農地及び農道の災害復旧事業の受益者負担金でございます。

款15国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金48万円の増額補正は、障害者福祉事業の補装具費給付費に対する負担金でございます。

款同じく項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金3,204万8,000円の増額補正、節１物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、令和７年度補正の繰越し分と令和８年度補正分で、地域通貨事業の経費に充当するものでございます。

その下、目２民生費国庫補助金62万4,000円の増額補正、節３保育対策総合支援事業費補助金は、保育園管理運営事業、こども誰でも通園制度に使用する備品購入に対する補助金、節４子ども・子育て支援交付金は、こども家庭センター運営事業、子育て世帯訪問支援事業委託に対する補助金でございます。

３番目の目４商工費、国庫補助金375万円の増額補正は、千葉県市原市及び木更津市と連携する芸術性を契機とした観光振興事業に対し、広域連携事業として採択されたものでございます。

次のページをお願いします。

款16県支出金、項１県負担金、目２民生費県負担金24万円の増額補正は、障害者福祉事業の補装具費給付費に関する負担金でございます。

その下、目３衛生費県負担金５万円の増額補正は、がん検診事業、がん患者アピアランスケア支援事業補助に対する負担金でございます。

款同じく項２県補助金、目２民生費県補助金22万7,000円の増額補正は、こども家庭センター運営事業、子育て世帯訪問支援事業委託に対する補助金でございます。

その下、目４農林水産業費県補助金141万3,000円の増額補正は、農産産地支援事業の農業機械の導入に対する補助金でございます。

３番目の目８教育費県補助金1,257万3,000円の増額補正、節１学校給食費無償化事業補助金は、県の制度である第三子以降の学校給食費無償化事業補助金を、国の新たな負担軽減策により全児童が無償化に移行されることから、小学校分を減額するものでございます。

次の節３学校給食費負担軽減補助金は、本年４月から開始した公立小学校の児童の学校給食費に必要な食材費相当額に対する補助金でございます。

款同じく項３県委託金、目５教育費委託金10万円の増額補正は、昨年度に引き続き、大多喜小学校が特色ある道徳教育推進校の指定を受けて実施する研究事業の事務経費に対する委託金でございます。

款18寄附金、項１寄附金、目１指定寄附金100万円の増額補正は、小中学校、保育園及び早稲田大学との連携事業に対する寄附金でございます。

款19繰入金、項１基金繰入金、目３ふるさと基金繰入金1,766万1,000円の増額補正は、主に面白峡遊歩道整備事業へ繰り入れるものでございます。

その下、目10都市交流センター事業推進基金繰入金236万3,000円の増額補正は、都市交流センター運営事業へ繰り入れるものでございます。

款20繰越金、項１繰越金、目１繰越金7,726万円の増額補正は、今回の補正の財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

款21諸収入、項５雑入、目２雑入7,130万円の増額補正は、プレミアム増額に伴う地域通貨チャージ分、ＵＩＪターンによる起業・就業者等創出事業補助金の返還金は、転出による移住支援事業支援金の返還金、消防団員等福祉共済金は遺族援護金で日本消防協会から給付されるものでございます。

次のページをお願いします。

款22町債、項１町債、１億7,640万円の増額補正は、第２表、地方債補正の説明と重複し

ますので、説明を割愛させていただきます。

次に、歳出でございますが、今回の補正予算では、職員の人事異動に伴う増減がございますので、先に給与費明細書を説明させていただきます。

64ページ、65ページをお開きください。

64、65、給与費明細書の１、特別職の表、区分の欄、比較の項、右ページの共済費の6,000円は、事務手数料の見直しによる増額でございます。

次のページをお願いします。

２、一般職の１号総括の表、区分の欄、比較の項は、職員数１名の減、短時間勤務職員２名の増、報酬439万7,000円の増、給料651万4,000円の減、職員手当28万円の減、共済費35万5,000円の減、合計275万2,000円の減額でございます。職員の退職、新規採用のほか、人事異動や会計年度任用職員の増による報酬、給料、職員手当、共済費の増減でございます。

職員手当はその下の表、職員手当の内訳のとおりで、その次のア、会計年度任用職員以外の職員の表と、１枚めくって、次のページのイ、会計年度任用職員の内容と、２号給料及び職員手当の増減額の明細の表は記載のとおりで、１号総括の表で説明したとおり、当初予算編成時と比較し、職員数の内訳の変動等によるものでございます。

以降の表につきましては、説明を割愛させていただきます。

次に、事項別明細書により、歳出を説明させていただきます。人件費に関する補正については一部説明を割愛させていただきますので、ご了承くださるようお願いいたします。

それでは、44、45ページをお開きください。

３、歳出、款１議会費、項１議会費、目１議会費170万7,000円の増額補正は、人事異動等に伴う人件費の増と会計年度任用職員人件費の増でございます。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費1,317万2,000円の減額補正は、人事異動等に伴う人件費の増減と、説明欄、一般事務費、総務管理費でございますけれども、こちらは会計年度任用職員人件費の増額でございます。

目５財産管理費212万1,000円の増額補正は、庁舎管理費の庁舎電気料金の不足見込額と庁舎修繕経費の増額でございます。

目６企画費１億1,134万1,000円の増額補正、説明欄、地域おこし協力隊事業負担金補助及び交付金は、今年度退任する隊員の起業支援補助金でございます。

その下、地域公共交通対策事業、次のページをお願いします。説明欄、各種事業支援業務委託料は、地域交通に関するワークショップ等を開催するための委託料、高速バス通学費補

助金は実績見込みの増に伴うものでございます。

説明欄、地域通貨事業は、物価高騰対策として、町民１人当たり、電子地域通貨カード3,000円の配布と、10パーセントのプレミアムの追加に係る報償費、郵便料、システム使用料等の経費を増額するものでございます。

集落支援員事業は、車両の修繕経費の増、広域行政推進事業は、老人福祉センター解体撤去の内容変更に伴う夷隅郡市広域市町村圏事務組合負担金の増、大学連携事業は、芸術祭に合わせて早稲田大学と連携する役場中庁舎への作品展示に係る補助金でございます。

目７電子計算費110万円の増額補正は、庁舎内で使用するプリントートナー等、値上がりの影響を受けた消耗品費の不足見込みに伴う増額でございます。

目８諸費197万7,000円の増額補正、説明欄、ＵＩＪターンによる起業・就業者等創出事業費補助金還付費は、令和５年度に補助金を交付した移住支援事業支援金の返還に伴うもの、そのほかは、令和７年度の国庫補助事業など、実績による精算に伴う還付費でございます。

次のページをお願いします。

項２徴税費、目１税務総務費、231万2,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増、説明欄、税務総務事務費負担金補助及び交付金は、実績に伴う増でございます。

目２賦課徴収費435万8,000円の増額補正、説明欄、徴収事務費は、競売物件の不動産鑑定に係る委託料、その下、地図情報システム管理事業は令和８年度で終了する現行システムのバージョンアップに係る委託料でございます。

項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費84万2,000円の増額補正は人事異動に伴う人件費の増、説明欄、戸籍事務費は、複合機の更新に伴う借上料の増額でございます。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費５万5,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減、説明欄、社会福祉事務費は、会計年度任用職員人件費の増、次のページをお願いします。説明欄、障害者福祉事業は、補装具費給付費の実績による増、その下、国民健康保険特別会計繰出金は、人事異動に伴い増額となる給与費の繰出金でございます。

目２国民年金費14万3,000円の増額補正、説明欄、国民年金事務費は、国民年金法改正に伴うシステム改修委託料でございます。

目５介護保険事業費52万3,000円の増額補正は、人事異動に伴い増額となる給与費の繰出金でございます。

目６後期高齢者医療費580万5,000円の増額補正は、療養給付費の決定に伴う不足分の増額でございます。

項２児童福祉費、目４児童福祉施設費2,751万9,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増、説明欄、保育園管理運営事業の主なものとして、光熱水費は、電気使用量の不足見込みに伴う増、修繕料は、両保育園の小規模な施設修繕のほか、みつば保育園の真空冷却機やつぐみの森保育園のキュービクルの修繕と立木伐採撤去委託は、みつば保育園園庭の樹木の伐採、工事請負費の屋根改修は、みつば保育園の遊戯室、大屋根雨漏り対策、設備改修工事は、両保育園の照明設備更新に係る経費、備品購入費は、こども誰でも通園制度に使用するパソコン等でございます。

款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費18万4,000円の増額補正は、時間外勤務手当のほか人件費の増、次のページをお願いします。目２予防費10万円の増額補正は、がん患者へのアピアランスケアの実績に伴う増でございます。

目３環境衛生費959万円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増と、説明欄、環境保全事業は、公用車１台分の新規借上料でございます。

目４母子保健事業費113万3,000円の増額補正、説明欄、こども家庭センター運営事業の新規事業、子育て世帯訪問支援事業は、訪問支援員が訪問し、不安や悩みの傾聴、家事や子育て支援に係る委託事業、不妊治療費は実績に伴う増額でございます。

項２清掃費、目１清掃総務費8,337万3,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増、説明欄、環境センター管理事業、施設整備工事は、環境センター敷地に計画する可燃ごみ中継施設の建設に伴い、現在の建設課資材置場敷地を造成して、管理棟の建設、台貫の移設等、新たに資源ごみの持込み等の受入れ施設を整備しようとするものでございます。

目２塵芥処理費1,272万6,000円の増額補正は、作業車両の修繕経費、災害ごみを含む粗大ごみ、廃蛍光管及び電池の処分に係る委託料等でございます。

項３上水道費、目１上水道運営費438万円の増額補正、説明欄、水道未普及地域対策事業は、家庭用飲用井戸等の整備事業補助金の実績による増、その下、飲料水供給施設維持管理事業は、取水ポンプの更新及びフェンスの設置等、伊藤浄水場の整備に係る経費でございます。

次のページをお願いします。

款５農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費２万7,000円の減額補正と、目２農業総務費127万8,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

目３農業振興費141万3,000円の増額補正は、県の農産産地支援事業を活用して、産地の維持、強化を図り、規模拡大や生産の効率化等に必要な農業機械を導入する事業実施主体に補

助金を交付するものでございます。

目５農地費110万5,000円の増額補正は、下大多喜の田代水利組合が管理する揚水機場の水中ポンプ更新に係る経費に対する補助金でございます。

目６農業施設費2,111万1,000円の増額補正、説明欄、農村コミュニティーセンター管理運営事業は、電気使用量の不足見込みによる増、その下、都市交流センター管理事業、備品購入費は、食肉加工処理施設で使用するミートスライサーの更新、積立金は昨年度のたけゆらの里おおたきからの寄附金を原資として積み立てるものでございます。

項２林業費、目１林業総務費10万円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増額でございます。

款６商工費、項１商工費、目１商工総務費35万5,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

目３観光費3,339万7,000円の増額補正、説明欄、観光施設管理事業、立木の伐採撤去は、二の丸公園用地からのり面に自生する竹木等の伐採に係る委託料、観光センター管理運営事業は、複合機更新に伴う借上料と設備改修工事は、観光本陣の照明設備更新に係る経費、観光推進広域連携事業は、派遣職員の旅費及び房総国際芸術祭への負担金の増額でございます。

次のページをお願いします。

説明欄、面白峡遊歩道整備事業は、面白遊歩道、面白岩井原地区と養老川を挟んだ小沢又地区を結ぶつり橋の整備計画の事業化に向けた予備概略設計委託料でございます。

款７土木費、項１土木管理費、目１土木総務費8,000円と、目２登記費4,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増額でございます。

項２道路橋梁費、目１道路維持費684万5,000円の増額補正、説明欄、町道維持管理事業は、会計年度任用職員の人件費の増、建設車両の修繕、手数料及び車両借上料は、大型建設機械の借り上げに係る経費、原材料費は、地域で実施する堀之内上台上出線の維持補修に伴う支給用資材と、町道補修用資材、研修会等参加負担金は、作業用建設機械の講習経費でございます。

目２道路新設改良費323万7,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

項４住宅費、目１住宅管理費174万3,000円の増額補正は、中野団地の雨漏り修繕ほか各団地の修繕料でございます。

款８消防費、項１消防費、目２非常備消防費103万円の増額補正は、在職団員の死亡に伴

う遺族援護金のほか、団長交際費の増額でございます。

目３消防施設費22万5,000円の増額補正は、消防車両等に係る燃料費の不足見込みに伴う増額でございます。

次のページをお願いします。

目４災害対策費403万6,000円の増額補正、説明欄、防災無線維持管理費、修繕料は、第３庁舎及び星井畑中継局の防災行政無線、直流電源装置バッテリー交換経費、手数料はアンテナ設置撤去手数料、備品購入費は戸別受信機でございます。

款９教育費、項１教育総務費、目２事務局費586万円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

項２小学校費、目１学校管理費315万2,000円の増額補正、小学校施設管理事業は、水道使用料金の不足見込みに伴う増、修繕料は空調設備修繕、設備修繕工事は西小学校の給食用昇降機の修繕工事、備品購入費は老朽化した各小学校の児童用の机、椅子の更新でございます。学校管理事業備品購入費は、指定寄附金を活用した備品の購入、大多喜小の修繕料は、音楽室の照明設備の修繕でございます。

目２教育振興費1,332万2,000円の減額補正、教育振興事業、大多喜小は、大多喜小学校が実施する研究事業に必要な消耗品及び図書の購入経費でございます。

小学校教育振興事業印刷製本費は、毎年度３年生に配布している冊子、わたしたちの郷土の印刷代、学校給食費補助金は、学校給食費負担軽減補助金による学校給食費負担金の減額に伴い減額するものでございます。

項３中学校費、目１学校管理費10万円の増額補正、備品購入費は、指定寄附金を活用した備品の購入でございます。

目２教育振興費47万円の増額補正、教育振興事業は、県大会、関東大会へ出場する部活動に対する生徒派遣費補助金でございます。

次のページをお願いします。

説明欄、中学校教育振興事業は、基準の改正及び対象者の増による要保護・準要保護生徒学用品費補助金の増額でございます。

項４社会教育費、目２公民館費3,270万3,000円の増額補正は、中央公民館の非常用発電機更新工事及び施工監理委託料と、設備改修工事は照明設備更新に係る経費でございます。

項５保健体育費、目１保健体育総務費101万4,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増、説明欄、保健体育振興事業は、スポーツ推進委員の活動服の購入、地域部活動推進事

業委託料は、中学校柔道部の県大会、関東大会、全国大会出場に係る生徒及び指導者の交通費ほか派遣経費の増額でございます。

目２体育施設費685万3,000円の増額補正、委託料は、指定管理のパンプトラック事業追加に伴う増、設備改修工事はＢ＆Ｇ海洋センターの照明設備更新に係る経費でございます。

目３学校給食費37万6,000円の増額補正は、時間外勤務手当ほか人件費の増額でございます。

款10災害復旧費、項１農林水産施設災害復旧費、目１農業施設災害復旧費185万9,000円の増額補正は、下大多喜高谷の排水路ほか農道３か所の災害復旧工事でございます。

目２農地災害復旧費655万6,000円の増額補正は、宇筒原地先ほか４か所の農地災害復旧工事でございます。

次のページをお願いします。

項２公共土木施設災害復旧費、目１道路橋梁災害復旧費437万8,000円の増額補正は、町道栗山天神線及び小原柚木原線の災害復旧工事でございます。

目２河川災害復旧費2,692万8,000円の増額補正は、普通河川大久保川の災害復旧工事でございます。

以上で議案第41号の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

○議長（渡辺善男君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○１０番（久保初江君）　全体的に照明の入替えが多く感じられたんですけれども、これは蛍光灯の廃止によるＬＥＤの交換という形で捉えてよろしいですか。

○議長（渡辺善男君）　財政課長。

○財政課長（市原芳則君）　ただいまのご質問なんですけれども、照明設備の更新ということで、ＬＥＤ化の工事を計画するものでございます。今年度と来年度、再来年度と３年間程度計画して、ＬＥＤ化していこうというものでございます。今回は保育園、中央公民館、海洋センター、あと観光本陣を予定しているところでございます。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○１０番（久保初江君）　53ページの環境センターの管理事業の工事の施設整備工事で、結構大きな金額が掲示されているんですけれども、こちらは議員に対しては説明はあったんですけれども、地域住民に対してはもう説明が済んでいるもので、もう進めていい事業としているものなのですか。もう設計が決まって進めていくものなのか、ちょっと教えていただきたいです。

○議長（渡辺善男君）　生活環境課長。

○生活環境課長（海老根友大君）　ただいまの久保議員のご質問なんですが、環境センターの敷地は、皆様にご説明しましたように、可燃ごみを受け入れる中継施設として、今後整備していくということの場所になっております。

そして、今回の補正させていただいたものは、先ほど財政課長が説明しましたように、上のその他不燃物、それも来年度以降、解体してしまう計画がございますので、それの機能を移設するという、そういうような整備の内容になっております。

しかし、その内容につきましては、関係する地元への説明というものは、今のところ予定はしておりません。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

８番山口定夫君。

○８番（山口定夫君）　ページ61ページ、海洋センター管理運営事業の指定管理委託料53万9,000円ということなんですけれども、これは先日の全員協議会の中で収入見込額が65万6,000円、支出見込額が119万5,000円、差引きで53万9,000円という説明がありました。これは私的には安いんじゃないかなと思うんですね。せっかくいい施設をつくって、新しいスポーツを大多喜町に普及させようと、結果的にそれをやることによって移住定住にもつながるんだよというような形で、当初から説明を受けていたと思うんですけれども、何かこの委託料だと、つくって終わりで、何を言いたいかというと、いわゆるそのアーバンスポーツにたけている、技術がある人に来てもらって、変な話、１年間とか、２年間、集中的にそこに技術指導、来てくれた方々に技術指導をして、アーバンスポーツの楽しさ、すばらしさというか、そういうことを住民に知ってもらうことによって、これが今の時代だとＳＮＳとか、そういうことで口コミで広まっていって、大多喜町にいろんな人が来てくれると、そういうような形がいいのかなと私は思うんですけれども、そういうことに対してはどう考えていますか、伺えればと思います。

○議長（渡辺善男君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君）　補正予算については、最低限度といいますか、11月から３月まで、管理運営できる見込みの金額を計上してあります。山口議員さんのおっしゃるとおり、ＰＲとかだと思うんですけれども、その辺についても報償費ということでイベント、講師を招く経費は見込んでありますので、全然そういうことを考えていないというわけではございません。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○１０番（久保初江君）　すみません、先ほどの53ページの環境センターの設備工事のことに戻るんですけれども、こちらはまだ住民の方にこれからも説明をすることはしていかないということではありましたけれども、具体的にどういった形で受け入れて、どう分別していくか、可燃ごみ一つでも、その２市２町の収集の時期がやっぱり曜日が違ったりとか、まだ議論するところはたくさんあると思うんですけれども、それなのにもう設備整備だけ進めていくという予算だけが出ているのが少し不思議に感じるんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（渡辺善男君）　生活環境課長。

○生活環境課長（海老根友大君）　ただいま久保議員からご心配の声、承りました。話はちょっと、可燃ごみの中継施設の整備の関係、整備といいますか、整備するための協議の関係と、それと今回の補正させていただきます今建設課の敷地なんですけれども、そちらは来年度以降、町民の方の持込みごみを受け入れる必要がどうしてもありますので、ですので、その整備をするために、解体と同時に受け入れなければいけませんので、そのために、前もって今年度、管理棟をつくったり、あるいは環境センターの今上で使っている台貫といいまして計量器、そういったものを移設したり、そういう受入れをするための事前準備ということで、整備、補正するものでございます。

回答になっているか分かりませんが、以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑ありませんか。

８番山口定夫君。

○８番（山口定夫君）　すみません、前回の全員協議会の中で、施設ができた、平日は１人で、土日は２人にすると説明があったような気がするんですけれども……

○議長（渡辺善男君）　ページ数をお示しください。

○８番（山口定夫君）　61ページの海洋センターの関係なんですけれども、予算に絡むやつじゃないから駄目ということか。じゃ、いいです。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　異議なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君）　挙手全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君）　日程第２、議案第42号　令和８年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（本村武士君）　では、議案第42号について説明をいたします。

議案つづり77ページをお願いいたします。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出ともに人事異動に伴い、所要の補正を行おうとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和８年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによ

る。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,885万8,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、82ページ、83ページをお願いいたします。

歳入になります。

款５繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金66万3,000円の増額補正は、人事異動に伴い職員給与費等の繰入金を増額するものでございます。

84ページ、85ページをお願いいたします。

次は、歳出になります。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費66万3,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増額となります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　異議なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君）　挙手全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君）　日程第３、議案第43号　令和８年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　議案第43号　令和８年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明させていただきます。

議案つづり97ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、人事異動に伴う繰入金や人件費の増減、令和７年度分の国・県支払基金の交付金支出金等の精算に伴う追加交付や返還金の確定により、補正を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和８年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,373万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,311万6,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

102ページ、103ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

款５支払基金交付金、項１支払基金交付金、目１介護給付費交付金88万8,000円の増額補正と款６県支出金、項１県負担金、目１介護給付費県負担金172万1,000円の増額補正は、いずれも過年度精算に伴う追加交付によるものでございます。

次に、款７繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金52万3,000円の増額は、職員の異動に伴うものでございます。

次に、款８項１目１繰越金1,060万2,000円の増額補正は、交付金、支出金等の前年度精算に伴う返還金等の充当するためのものでございます。

歳入については以上でございます。

次に、歳出についてご説明をいたしますので、104ページ、105ページをお開きください。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費162万5,000円の減額補正及び款３地域支援事業費、項３包括的支援事業任意事業、目１包括的支援事業212万8,000円と、目２包括的継続的ケアマネジメント支援事業費２万円の増額補正は、人事異動に伴う増減でございます。

次に、一番下の段、款６諸支出金、項１目１償還金及び還付金1,321万1,000円の増額補正は、交付金、支出金等の前年度精算に伴う返還金でございます。

以上で、令和８年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第１号）の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　異議なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君）　挙手全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

次は、11時10分から再開します。

（午前１０時５６分）

○議長（渡辺善男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１０分）

◎議案第４４号～議案第４８号、報告第８号の一括上程、説明

○議長（渡辺善男君）　日程第４、議案第44号　令和７年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第８、議案第48号令和７年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第９、報告第８号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてまでを一括議題とします。

なお、決算認定につきましては、日程にお示ししたとおり、本日は各会計決算の提案説明までとします。

これより順次説明及び報告をお願いします。

なお、説明については、着席にて説明することを許します。

最初に、議案第44号　令和７年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について説明願います。

○議長（渡辺善男君）　財政課長。

○財政課長（市原芳則君）　それでは、お許しいただきましたので、着座にて説明させていただきます。

議案第44号　令和７年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、財政課及び会計室から説明をさせていただきます。

私のほうから、初めに令和７年度の主要施策の成果説明書を使って説明をさせていただきます。

主要施策の成果説明書２ページの一般会計歳入歳出総括表をご覧ください。

まず、左側の歳入の状況でございますが、一番下の欄、歳入合計では、決算額75億6,831万3,000円、対前年度２億6,011万円、3.6パーセントの増額でございます。

次に、右側の歳出の状況でございますが、一番下の欄、歳出合計で、決算額71億9,534万2,000円、対前年度３億3,668万9,000円、4.9パーセントの増額でございます。

歳入歳出の区分や各種事業の詳細につきましては、この後の会計室長及び来週開催予定の常任委員会で説明をさせていただきます。

次の３ページをご覧ください。

本表は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき比率を算出したもので、推移や前年度との比較のため、直近５年度分の比率を記載してございます。

表に記載のとおり、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率は赤字でないため算定されず、

③実質公債費比率、④将来負担比率はいずれも基準の範囲内でございます。各比率については、別途この後令和７年度決算に基づく健全化判断比率としてご報告をさせていただきます。

４ページ以降は、各会計の予算科目ごとの主要施策の成果説明でございますけれども、決算書の内容と重複いたしますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

なお、決算書につきましては会計室長から説明させていただきます。

以上、財政課からの説明とさせていただきます。

○議長（渡辺善男君）　会計室長。

○会計室長（須藤明実君）　それでは、着座にて説明をさせていただきます。

決算書の内容につきまして、会計室から説明をさせていただきます。

初めに、財産に関する調書について説明させていただきますので、決算書の274、275ページをお願いいたします。

財産に関する調書につきましては、決算年度中に増減のあったものについて説明させていただきます。

１項公有財産、１号土地及び建物、初めに、土地の欄の決算年度中増減高ですが、区分その他の１万7,253平方メートルの増につきましては、中瀬遊歩道用地などの取得によるものでございます。

次に、建物の木造の欄の決算年度中増減高ですが、区分、公共用財産その他の施設403平方メートルの減につきましては、旧田代分校解体によるものです。

次に、２号山林の面積につきましては、決算年度中の増減はございません。立木の推定蓄積量につきましては、所有林の決算年度中増減高710立方メートルの増、分収林は８立方メートルの増でございます。

276、277ページをお願いします。

３号無体財産権、４号有価証券につきましては、決算年度中の増減はございません。

５号出資による権利につきましては、南房総広域水道企業団の決算年度中増減高４億9,773万6,000円の減は、解散によるものでございます。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合の決算年度中増減高400万円の増は、令和７年度から２市２町の水道事業が統合されたことに伴い、新たに出資したものでございます。

次の２項物品につきましては、決算年度中の増減はございません。

次に、279ページの３項債権につきましては、区分、学校法人三育学院貸付金、貸付金の償還により、決算年度中増減高が368万円の減でございます。

４項基金につきましては、会計別に記載しております。

１号一般会計につきましては、21基金の増減高は１億6,311万5,000円の減で、決算年度末現在高は26億2,130万7,000円でございます。

次の280ページの２号鉄道経営対策事業基金特別会計、３号国民健康保険特別会計、４号介護保険特別会計の基金は、記載のとおりの増減となります。

次に、一般会計の歳入歳出決算について、事項別明細書によりご説明させていただきます。

決算書の18、19ページをお願いします。

歳入につきましては、科目と右側ページの収入済額、不納欠損額及び収入未済額を中心に説明させていただきます。

款１町税、収入済額11億6,627万8,328円、不納欠損額につきましては、町民税、固定資産税及び軽自動車税の合計で1,654万614円、収入未済額は5,106万7,737円でございます。

款２地方贈与税、収入済額7,642万3,000円、20、21ページをお願いします。款３利子割交付金、収入済額145万4,000円、款４配当割交付金、収入済額789万7,000円、款５株式等譲渡所得割交付金、収入済額1,307万9,000円、款６法人事業税交付金、収入済額2,867万4,000円、款７地方消費税交付金、収入済額２億6,112万8,000円、款８ゴルフ場利用税交付金、収入済額１億191万5,467円、款９環境性能割交付金、収入済額1,239万5,000円、款10地方特例交付金、収入済額299万1,000円、22、23ページをお願いします。款11地方交付税、収入済額22億9,034万7,000円、款12交通安全対策特別交付金、収入済額120万7,000円、款13分担金及び負担金、収入済額6,042万7,806円、収入未済額は過年度分の外出支援サービス負担金などの54万3,134円でございます。

24、25ページをお願いします。

款14使用料及び手数料、収入済額8,249万9,536円、収入未済額は住宅使用料などの190万100円でございます。

26、27ページをお願いします。

款15国庫支出金は、各種事業における国の負担金及び補助金で、収入済額５億7,710万7,135円でございます。

32、33ページをお願いします。

款16県支出金も各事業における県の負担金及び補助金で、収入済額４億649万7,251円でございます。

44、45ページをお願いします。

款17財産収入は、町有財産や横山宮原住宅、光ファイバーケーブルの貸付収入などで、収入済額7,643万737円、収入未済額は横山宮原住宅貸付収入の138万7,000円でございます。

款18寄附金、収入済額２億951万6,161円、指定寄附金のふるさと納税は１億8,313万1,500円、企業版ふるさと納税は720万円でございます。

46、47ページをお願いします。

款19繰入金、収入済額４億903万7,157円は各基金からの繰入金でございます。

48、49ページをお願いします。

款20繰越金は、前年度繰越金など収入済額４億4,954万9,480円でございます。

款21諸収入、収入済額は６億8,125万9,458円、収入未済額は町営住宅修繕負担金の16万7,116円でございます。

雑入の主な収入は、地域通貨のチャージ分でございます。

次に52、53ページをお願いします。

款22町債、収入済額６億5,220万円でございます。過疎地域持続的発展特別事業債などでございます。

54、55ページをお願いします。

歳入合計は、予算現額の78億1,903万3,000円、収入済額75億6,831万3,516円、不納欠損額1,654万614円、収入未済額5,506万5,087円でございます。

続きまして、一般会計の歳出決算の説明をさせていただきます。

56、57ページをお願いします。

歳出につきましては、款または項の支出済額及び主要な事務概要を中心に説明させていただきます。

款１議会費、項１議会費の支出済額は7,508万9,527円、町議会議員と事務局職員の人件費、議会運営に要する事務的経費、会議録作成委託料、政務活動費補助金などでございます。

款２総務費の支出済額は21億8,805万8,960円、翌年度繰越額の繰越明許費は7,333万2,000円でございます。

項１総務管理費の支出済額は19億9,226万4,394円、59ページをお願いします。主なものは、特別職及び職員の人件費、下段の一般事務費、総務管理費の報償費は、行政連絡員への報償費など、委託料は宿直業務委託料などでございます。

67ページをお願いします。

上から２段目の公有財産管理事業は、主に町所有建物や公用車の保険料、各種保守委託料

など、工事請負費は旧上滝小学校のキュービクル設置工事、屋内消火栓改修工事や旧田代分校の解体撤去工事などでございます。

69ページをお願いします。

下から３段目の公有財産管理事業、繰越明許の工事請負費は、旧総元小学校の給水設備改修工事などでございます。

71ページをお願いします。

下段の地域おこし協力隊事業は、会計年度任用職員報酬や、次のページをお願いします。車両、住居借上料、また、研修会等への参加負担金、地域おこし協力隊起業支援事業補助金などでございます。

下段の地域公共交通対策事業の委託料は、デマンド型地域交通運行業務や臨時バス運行業務などでございます。

次のページをお願いします。

負担金補助及び交付金は、町内バス路線維持補助助成金、鉄道運送対策事業費補助金などでございます。

その下のふるさと納税事業の報償費は、ふるさと納税返礼品代などでございます。

その２つ下の地域通貨事業の報償費は、地域通貨利用協力金などでございます。

77ページをお願いします。

上から３段目の広域行政推進事業は、郡市広域市町村圏事務組合負担金などの関係団体への負担金でございます。

その下のいすみ鉄道対策事業は、基盤維持費補助金など、いすみ鉄道に対する補助金が主なものでございます。

49ページをお願いします。

下から２段目の地域経済循環創造事業、繰越明許は、すみません、79ページです。申し訳ありません。

下から２段目の地域経済循環創造事業、繰越明許は、民間事業者が地域の人材、資源、資金を活用し、新たな事業の立ち上げに対する交付金でございます。

81ページをお願いします。

下段の定額減税補足給付金は、対象の方への給付金支給に係る経費でございます。

83ページをお願いします。

項２徴税費の支出済額は１億180万3,687円、主なものは、職員の人件費、次のページをお

願いします。中段の賦課事務費の委託料は、不動産鑑定委託料、基幹系システム大量一括処理委託料などでございます。

次のページをお願いします。

地図情報システム管理事業は、土砂災害警戒区域対象筆抽出業務、地図情報データ修正委託料などでございます。

項３戸籍住民基本台帳費の支出済額は5,961万7,173円、主なものは、職員の人件費、戸籍事務費は会計年度任用職員の人件費、使用料及び賃借料の戸籍システム借上料などでございます。

89ページをお願いします。

項４選挙費の支出済額は2,346万9,950円、主なものは、選挙管理委員会事務費、参議院議員選挙、大多喜町長選挙、衆議院議員選挙の経費でございます。

93ページをお願いします。

項５統計調査費の支出済額は1,061万5,256円、次のページをお願いします。主なものは、職員の人件費、各種統計調査の経費でございます。

97ページをお願いします。

項６監査委員費の支出済額は28万8,500円、監査委員の報酬などでございます。

款３民生費の支出済額は14億1,796万5,016円、翌年度繰越額の繰越明許費は15万7,000円でございます。

項１社会福祉費の支出済額は８億9,811万2,396円、主なものは、職員の人件費、社会福祉に関する事務費、次のページをお願いします。社会福祉関係団体助成事業は、関係団体への負担金や補助金でございます。障害者福祉事業は、委託料の地域生活支援事業や障害福祉支援事業委託料など、扶助費の障害児通所給付費や介護給付費などでございます。

101ページをお願いします。

下から３段目、国民健康保険特別会計繰出金は、国保会計の基盤安定負担金などの繰出金でございます。

下段の低所得世帯給付金事業、非課税世帯３万円給付、繰越明許、次のページの低所得世帯給付金事業、子育て世帯２万円加算、繰越明許は、対象世帯への給付金支給に係る経費でございます。

下から２段目の高齢者在宅生活支援事業、主なものは、外出支援サービス委託料でございます。

105ページをお願いします。

下段の介護保険特別会計繰出金は、介護会計への介護給付費、介護保険職員給与費などの繰出金でございます。

107ページをお願いします。

下から４段目、療養給付事業は、後期高齢者医療に係る療養給付費、その下の後期高齢者医療特別会計繰出金は、後期会計の基盤安定繰出金などの繰出金でございます。

項２児童福祉費の支出済額は５億1,985万2,620円、主なものは、職員の人件費、下段の子ども医療対策事業、次のページをお願いします。扶助費の高校生までの医療費などです。

その２つ下の物価高対応子育て応援手当支給事業は、児童手当を受給されている方に対し、手当の支給とその事務経費でございます。

111ページをお願いします。

保育園管理運営事業は、両保育園の会計年度任用職員報酬、施設の維持管理経費、園児の送迎バス委託料などでございます。

113ページをお願いします。

児童クラブ運営事業、その下の地域子育て支援センター運営事業は、会計年度任用職員の報酬、施設の維持管理経費などでございます。

114、115ページをお願いします。

款４衛生費の支出済額は６億1,087万8,926円、翌年度繰越額の継続費逓次繰越し187万5,000円、繰越明許費1,671万5,000円でございます。

項１保健衛生費の支出済額は２億8,156万4,885円、主なものは、職員の人件費、下段の医療体制整備事業は、国保国吉病院への負担金などでございます。

次のページをお願いします。

がん検診事業から119ページの防疫対策事業は、各事業に係る経費でございます。

下段の環境衛生事務費の負担金補助及び交付金は、夷隅環境衛生組合への負担金などでございます。

121ページをお願いします。

下から３段目の合併処理浄化槽設置整備事業は、汲み取り単独槽から合併浄化槽への転換に対しての補助金などでございます。

123ページをお願いします。

こども家庭センター運営事業の委託料は、妊婦、乳幼児に対しての健康診査や産後ケア事

業、工事請負費は、役場内の町民相談室をベビールームに改修、負担金補助及び交付金は、妊婦さんに対しての給付金でございます。

その下の斎場無相苑管理運営事業は、施設の維持管理経費、次のページをお願いします。工事請負費は、火葬炉の改修工事でございます。

項２清掃費の支出済額は２億2,648万8,206円、主なものは、職員の人件費、会計年度任用職員報酬など、次のページをお願いします。中段の環境センター運営事業は、ごみ収集委託及び粗大ごみ処理委託料、いすみクリーンセンター塵芥処理負担金などでございます。

項３上水道費の支出済額は１億282万5,835円、次のページをお願いします。上水道運営事業は、令和７年度から２市２町の水道事業が統合され、夷隅郡市広域市町村圏事務組合に対する夷隅地域水道事業の負担金と出資金でございます。

その２つ下の飲料水供給施設維持管理事業は、伊藤浄水場に係る経費で、工事請負費は、配水池の配水タンク更新工事などでございます。

款５農林水産業費の支出済額は２億9,765万3,426円、翌年度繰越額の繰越明許費は、1,111万5,000円でございます。

項１農業費の支出済額は１億9,402万1,646円、主なものは、職員の人件費、農業委員会運営事業は、農地利用最適化推進委員、農業委員会委員への報酬などでございます。

131ページをお願いします。

下段の農業振興事業は、会計年度任用職員の報酬、委託料の特産品開発業務、負担金補助及び交付金は、農業等各種団体への負担金や補助金などでございます。

次のページをお願いします。

産地育成事業の主なものは、委託料のハーブパークや食香バラ園の管理委託料でございます。

下段の基幹農道整備事業、次のページをお願いします。委託料は、せせらぎ橋の橋梁点検調査委託料でございます。

その下の土地改良関係団体事業の委託料は、堂之谷ため池測量、地質調査業務など、工事請負費は、農業用水利防災対策工事４か所、中里ため池廃止工事など、また、関係団体への負担金や補助金、白谷ため池整備事業負担金、町負担分でございます。

その下の多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事務は、事業実施区への交付金でございます。

137ページをお願いします。

集落センター、味の研修館、農村コミュニティーセンターの管理運営事業は、各施設の維持管理経費などでございます。

139ページをお願いします。

都市交流センター管理事業の工事請負費は、玄関ドアの修繕、厨房のエアコン更新工事でございます。

項２林業費の支出済額は１億363万1,780円、主なものは、職員の人件費、下段の有害鳥獣駆除対策事業は、有害獣の捕獲に伴う捕獲報償費、次のページをお願いします。有害鳥獣駆除委託料、被害防止に係る補助金などでございます。

下から２段目、森林環境贈与税事業は、各事業に対しての補助金、基金への積立金でございます。

款６商工費、項１商工費の支出済額は２億196万2,418円、主なものは、職員の人件費、次のページをお願いします。中段の商業振興事業の委託料は、久保駐車場の全自動料金システム保守管理、工事請負費は、久保、桜台町営駐車場の区画線工事、負担金補助及び交付金は、商工会への補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金などでございます。

145ページをお願いします。

上から２段目の観光施設管理事業は、公衆トイレ、公園などの維持管理経費、二の丸公園等の伐採撤去委託料などでございます。

147ページをお願いします。

観光振興事業の委託料は、養老渓谷観光センターの指定管理委託料など、負担金補助及び交付金は、町観光協会ほか関係団体への負担金や補助金でございます。

149ページをお願いします。

上から４段目、観光施設整備事業は、中瀬遊歩道の樹木の伐採撤去委託料、２つ下、同じ事業の繰越明許は中瀬遊歩道整備工事でございます。

款７土木費の支出済額は３億9,168万7,857円、翌年度繰越額の繰越明許費は8,268万7,000円でございます。

項１土木管理費の支出済額は１億3,521万5,244円、主なものは、職員の人件費、下段の土木総務事務費は、会計年度任用職員の報酬、次のページをお願いします。備品購入費は、公用車の購入、負担金補助及び交付金は、土木関係団体への負担金や補助金でございます。

153ページをお願いします。

中段の地籍調査事業は、粟又区、小沢又区、大戸区の地籍調査業務委託料などです。

155ページをお願いします。

項２道路橋梁費の支出済額は２億554万2,164円、主なものは、町道維持管理事業の会計年度任用職員報酬、委託料の町道中野大多喜線の西部田トンネルほかのトンネル補修設計業務、工事請負費は、町道上原線の排水整備工事、町道葛藤筒森線向山トンネルのトンネル修繕工事でございます。

その下の繰越明許の工事請負費は、町道柳原正法寺線の排水整備工事でございます。

その下の町道改良工事、次のページをお願いします。委託料は、町道板谷上線ほかの測量調査、工事請負費は、町道会所弓木線の道路改良工事でございます。

中段の橋梁長寿命化事業は、町道紙敷弥七谷線の栂ノ木橋の設計業務、町道増田小土呂線の桐木橋ほかの橋梁点検業務でございます。

その下の繰越明許は、委託料の町道部田堀之内線の塩渕橋の設計業務、工事請負費は町道紺屋横山線の白山橋の補修工事でございます。

項３都市計画費の支出済額は318万6,764円、街なみ整備事業の街なみ整備助成事業補助金は１件分でございます。

159ページをお願いします。

項４住宅費の支出済額は4,774万3,685円、町営住宅管理事業、その２つ下の横山住宅管理事業は、住宅の維持管理経費、下段の宅地造成事業、次のページをお願いします。城見ケ丘団地定住化補助金２件分です。

款８消防費、項１消防費の支出済額は４億1,980万4,557円、翌年度繰越額の繰越明許費は396万円でございます。

常備消防負担事業は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合、常備消防負担金でございます。

その下の消防団運営事業は、町消防団員の報酬、委託料は、団員の健康診査委託料、負担金補助及び交付金は、消防関係の負担金などでございます。

163ページをお願いします。

消防用施設整備事業の工事請負費は、森宮地先の防火水槽設置工事などでございます。

下段の地域防災対策事業、次のページをお願いします。備品購入費は、防災行政無線操作卓の購入でございます。

その２つ下の防災無線維持管理費は、防災無線の維持管理経費及び防災行政無線施設保守委託料、その下の繰越明許の工事請負費は、星井畑中継局の自家発電装置更新工事でございます。

款９教育費の支出済額は７億5,090万8,039円、翌年度繰越額の繰越明許費は1,263万8,000円でございます。

項１教育総務費の支出済額は１億7,907万9,138円、主なものは、教育委員の報酬、教育長及び職員の人件費、次のページをお願いします。教育委員会事務事業は、特別教育支援員、学校用務員等の報酬、車両借上料は小中学校の校外学習などの移動用車両借上料でございます。

169ページをお願いします。

項２小学校費の支出済額は9,348万319円、主なものは、小学校管理事務事業の各小学校の学校医報酬、児童送迎バス委託料、下段の小学校施設管理事業は、施設の維持管理経費、次のページをお願いします。工事請負費は西小学校の登り棒更新工事、大多喜小学校の防水補修工事など、備品購入費は、小学１年生から３年生用のタブレット購入でございます。

173ページをお願いします。

下段の小学校教育振興事業は、英語教育業務委託料、学校給食費補助金などでございます。

175ページをお願いします。

項３中学校費の支出済額は１億5,901万263円、主なものは、中学校管理事務事業の学校医、薬剤師の報酬、委託料の生徒の送迎バス委託料などでございます。

その下の中学校施設管理事業は、施設の維持管理経費、体育館などの空調設備工事などでございます。

177ページをお願いします。

下段の中学校教育振興事業は、外国語指導助手委託料、学校給食費補助金などでございます。

項４社会教育費の支出済額は１億8,086万9,460円、次のページをお願いします。主なものは、職員の人件費、下段の公民館管理運営事業は、会計年度任用職員報酬、施設の維持管理経費、次のページをお願いします。工事請負費は、空調設備工事でございます。

下段の図書館管理運営事業は、会計年度任用職員報酬や施設の維持管理経費などでございます。

185ページをお願いします。

項５保健体育費の支出済額は２億956万8,859円、主なものは、職員の人件費、下段の海洋センター管理運営事業は、施設の維持管理経費、次のページをお願いします。委託料は、体育館のエアコン設置工事に係る設計業務委託料、指定管理委託料でございます。

下から２段目のアーバンスポーツ施設整備・運営事業は、委託料のアーバンスポーツ推進支援業務、工事請負費はパンプトラックの外構整備工事などでございます。

下段の海洋センター屋外施設管理運営事業、繰越明許は、上瀑ふれあいセンター入り口の道路縁石除去工事でございます。

189ページをお願いします。

○議長（渡辺善男君）　説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は１時から会議を再開します。

（午後　零時００分）

○議長（渡辺善男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

○議長（渡辺善男君）　会計室長に続きの説明を願います。

会計室長。

○会計室長（須藤明実君）　それでは、引き続き決算書の説明をさせていただきます。

決算書の189ページをお願いします。

上から２段目、学校給食センター管理運営事業は、会計年度任用職員報酬、施設の維持管理経費、給食用賄い材料費、給食配送委託料、次のページをお願いします。繰越明許はボイラーの更新工事でございます。

款10災害復旧費の支出済額は３億9,646万421円、翌年度繰越額の継続費逓次繰越しは、4,224万円、繰越明許費は1,051万7,000円でございます。

項１農林水産施設災害復旧費の支出済額は１億4,573万9,163円、農地災害復旧事業は、下大多喜、八声、堀之内地先ほか、その下の繰越明許は弓木地先の災害復旧工事でございます。

その下の農業施設災害復旧事業は、四ッ縄ため池の災害復旧工事の前払い金でございます。

その下の繰越明許は、小土呂地先の用排水路ほかの災害復旧工事でございます。

項２公共土木施設災害復旧費の支出済額は２億5,072万1,258円、道路橋梁災害復旧事業は、町道小倉野線の崩落土砂撤去委託料、町道増田小土呂線ほかの災害復旧工事でございます。

その下の繰越明許、次のページをお願いします。町道黒原上原線ほかの災害復旧工事でございます。

その下の事故繰越は、町道会所麻綿原線の災害復旧工事でございます。

河川災害復旧事業の繰越明許は普通河川、弓木川ほかの災害復旧工事でございます。

款11公債費の支出済額は４億4,487万3,451円、借入れした起債分の元金及び利子でございます。

款12予備費の当初予算額は500万円、予備費を充当した額は343万9,000円でございます。

支出合計は、予算現額78億1,903万3,000円、支出済額71億9,534万2,598円、翌年度繰越額の継続費逓次繰越し4,411万5,000円、繰越明許費２億1,112万1,000円でございます。

194ページをお願いします。

実質収支に関する調書、この表は令和７年度の実質的な歳入歳出の額を示したもので、単位は1,000円でございます。

１項歳入総額75億6,831万3,000円、２項歳出総額71億9,534万2,000円、３項歳入歳出差引額３億7,297万1,000円、４項翌年度へ繰り越すべき財源は、１号継続費逓次繰越額202万5,000円、２号繰越明許費繰越額6,290万8,000円、３号事故繰越繰越額ゼロ円、計6,493万3,000円。５項実質収支額は、３項の歳入歳出差引額から４項の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた３億803万8,000円でございます。

以上で、令和７年度大多喜町一般会計歳入歳出決算の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いします。

○議長（渡辺善男君）　ご苦労さまでした。

次に、議案第45号　令和７年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

企画課長。

○企画課長（米本敏克君）　それでは、着座にて失礼いたします。

令和７年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算につきまして、決算書の事項別明細書によりご説明いたします。

決算書の202、203ページをお開きください。

まず、歳入、款１財産収入、項１財産運用収入、目１利子及び配当金、節１基金利子、収入済額はございません。

款２繰越金、項１繰越金、目１繰越金、節１前年度繰越金、収入済額は２億円で、いすみ鉄道の運行再開に向けた軌道等の安全確保対策及び代行輸送等の費用に対する支援財源で、前年度からの繰越金です。

次のページをお願いします。

歳出、款１鉄道経営対策事業費、項１鉄道経営対策事業費、目１事業費、節24積立金、支出済額ございません。

目２助成費、節18負担金補助及び交付金、支出済額２億円、いすみ鉄道基盤維持費補助金に１億円、いすみ鉄道経営支援補助金１億円、歳出合計は２億円です。

次のページをお願いします。

実質収支に関する調書は、歳入総額２億円、歳出総額２億円、歳入歳出差引額ゼロ円、実質収支額はゼロ円です。

以上で、鉄道経営対策事業基金特別会計の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君）　次に、議案第46号　令和７年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（本村武士君）　それでは、国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

決算書の事項別明細書214ページ、215ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、説明については、国民健康保険税以外は主に収入済額について説明し、収入のないものにつきましては、割愛させていただきます。

214ページ、款１国民健康保険税、収入済額２億1,301万6,608円でございます。

その横、不納欠損額314万7,770円、その隣、収入未済額1,233万709円でございます。

次、中段の款３使用料及び手数料は収入済額5,200円で、保険税の督促手数料でございます。

次、款４県支出金は収入済額７億148万9,730円で、保険給付費や保健事業費等に対する交付金でございます。

次、款５繰入金は収入済額9,159万157円で、保険税の軽減措置や職員給与費、事務費等に対する一般会計繰入金でございます。

216ページ、217ページに移ります。

216ページ、款６繰越金は収入済額1,713万5,706円で、前年度繰越金でございます。

次、款７諸収入は収入済額308万7,071円で、保険税の延滞金、第三者納付金及び特定健康診査の受診者負担金でございます。

次、款８国庫支出金は収入済額33万円で、子ども・子育て支援金賦課のためのシステム整備に係る補助金でございます。

歳入合計は、収入済額10億2,665万4,472円となりました。

218ページ、219ページをお願いいたします。

次に、歳出のご説明をいたします。歳出につきましては、主に支出済額について説明し、支出のないものにつきましては、割愛させていただきます。

218ページ、款１総務費は支出済額2,907万5,056円で、職員人件費、国保税の賦課徴収や資格管理などに係る事務費、国保連合会負担金及び国保運営協議会委員費でございます。

220、221ページをお願いいたします。

220ページ、款２保険給付費は、支出済額６億8,278万5,875円でございます。

222ページ、223ページをお願いいたします。

222ページ、款３国民健康保険事業費納付金は、支出済額２億6,249万5,830円でございます。

下のほうにまいります。

款４保健事業費でございます。保健事業費は支出済額2,008万6,091円で、医療費の削減、疾病の早期発見や予防につながる人間ドック経費補助金と特定健康診査等に係る経費でございます。

224、225ページをお願いいたします。

224ページ、款５諸支出金は支出済額114万1,700円で、過年度分保険税の還付金でございます。

歳出合計、支出済額９億9,558万4,552円となりました。

次の226ページをお願いいたします。

226ページ、実質収支に関する調書でございます。

３項歳入歳出差引額及び５項実質収支額は、ともに3,107万円となりました。3,107万円につきましては、翌年度に繰越しし、国民健康保険事業費納付金等の財源に充当を予定しております。

以上で、令和７年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君）　次に、議案第47号　令和７年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（本村武士君）　それでは、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算書の事項別明細書234ページ、235ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。なお、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料以外は、収入済額について説明させていただきます。

234ページ、款１後期高齢者医療保険料は収入済額１億3,556万3,300円でございます。不納欠損額は5,200円、収入未済額は35万7,800円でございます。

次、款３繰入金は収入済額3,362万2,686円で、一般会計からの事務費繰入金及び低所得者の保険料軽減に対する保険基盤安定繰入金でございます。

次、款４繰越金は収入済額10万4,000円で、令和６年度からの繰越金でございます。

次、款５諸収入は収入済額56万400円で、過年度分保険料の還付金として広域連合から受け入れたものでございます。

次、款６国庫支出金は収入済額16万5,000円で、子ども・子育て支援金賦課のためのシステム整備に係る補助金でございます。

歳入合計は、収入済額１億7,001万5,386円となりました。

次に、歳出の説明をいたしますので、236ページ、237ページをお願いいたします。

歳出につきましては、主に支出済額について説明させていただきます。

236ページ、款１総務費は支出済額152万591円で、被保険者の資格管理や保険料の賦課徴収に係る事務的経費でございます。

次、款２後期高齢者医療広域連合納付金は支出済額１億6,743万3,295円で、保険者であります後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

次、款３諸支出金は支出済額56万400円で、所得の構成や死亡等に伴う過年度分保険料の還付金でございます。

238ページ、239ページをお願いいたします。

歳出合計は、支出済額１億6,951万4,286円となりました。

240ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

３項歳入歳出差引額及び５項実質収支額は、ともに50万1,000円となりました。この50万1,000円につきましては、翌年度に繰越しをし、後期高齢者広域連合納付金等の財源に充当

いたします。

以上で、令和７年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君）　次に、議案第48号　令和７年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　着座にて説明をさせていただきます。

議案48号　令和７年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算書の250、251ページをお開きください。250、251ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

款１保険料、調定額２億3,831万5,340円、収入済額２億3,435万7,402円、収納率98.33パーセント、内容につきましては、65歳以上の第１号被保険者の保険料でございます。

不納欠損額52万2,540円は、時効成立による14名分の処理でございます。

これ以降につきましては、収入済額を主に説明させていただきます。

款２分担金及び負担金、項１負担金８万8,500円は、いきいき塾及び認知症予防教室参加者の負担金となります。

款３使用料及び手数料５万2,200円は、認定情報の情報公開手数料及び督促手数料となります。

款４国庫支出金、項１国庫負担金１億8,490万2,668円は、介護給付に係る国の法定負担金でございます。

項２国庫補助金7,195万1,749円につきましては、介護保険の財政調整を図るため、第１号被保険者の年齢別、階層別分布状況、所得の分布状況を考慮して、市町村に交付される調整交付金及び地域支援事業の中の包括的支援事業任意事業と介護予防・日常生活支援総合事業に係る国の法定負担金が主なものとなります。

次のページをお開きください。252、253ページでございます。

一番上の段、目４保険者機能強化推進交付金、こちらは市町村の自立支援や重度化防止等の取組を支援するためのものでございます。

次の目５保険者努力支援交付金は、介護予防、健康づくり等の取組を支援するためのもので、地域支援事業に充当されるものでございます。

目６介護保険事業費補助金は、システム改修に伴う国からの補助金となります。

款５項１支払基金交付金２億7,210万3,000円は、介護給付費と地域支援事業に係る40歳から64歳の第２号被保険者の法定交付金となります。

款６県支出金、項１県負担金１億5,025万9,123円は、介護給付に係る県の法定負担金となります。

項２県補助金610万3,724円は、地域支援事業の包括的支援事業任意事業と介護予防・日常生活支援総合事業に係る県の法定負担金でございます。

款７繰入金、項１他会計繰入金１億8,035万1,827円は、介護給付費及び地域支援事業費に係る町法定負担金、職員人件費、事務費及び低所得者の保険料軽減に係る繰入金でございます。

次のページをお開きください。254、255ページです。

款８項１繰越金6,694万7,551円は、前年度繰越金となります。

款９諸収入、項２雑入109万751円は、交通事故などによる第三者行為による納付金、そのほか、年度をまたいだ支給誤りによる返還金、生活保護者の認定調査等の手数料となります。

以上、歳入合計、11億6,820万8,495円となります。

次に、歳出の説明を申し上げます。256、257ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額を主に説明させていただきます。支出のない科目については、割愛させていただきます。

款１総務費、項１総務管理費2,882万950円は、職員の人件費及び介護保険事業の事務的経費となります。

項２徴収費151万1,801円は、第１号被保険者保険料の賦課及び徴収事務に係る経費でございます。

次のページ、258、259ページをお開きください。

項３介護認定審査会費545万7,598円は、介護認定審査で必要な主治医意見書作成手数料、認定調査委託料及び２市２町による介護認定審査会共同設置に係る負担金でございます。

項４運営協議会費３万1,500円は、介護保険運営協議会の委員報酬となります。

款２保険給付費、項１介護サービス等諸費９億2,797万9,860円は、訪問系サービス及び通所系サービスに係る給付費のほか、次のページ、260、261ページをお願いいたします。グループホームや介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設入所に係る給付費でございます。さらに、在宅において入浴や排せつ等に使用する補助用具の購入費や手すりの取付けや段差の解消など、住宅改修に対して給付されるものでございます。

中段の居宅介護サービス計画給付費は、ケアマネジャーが作成するケアプランの作成費でございます。

項２介護予防サービス等諸費は1,485万9,187円で、内容は介護サービス等諸費と同じとなりますけれども、対象者が要支援１、要支援２の方に対する給付費となります。

次のページ、262、263ページをお開きください。

中段です。項３その他諸費61万9,450円は、国保連合会への介護給付費に係る審査支払手数料でございます。

項４高額介護サービス等費2,246万3,296円は、一月の利用者負担額が一定額を超えた場合に超えた分について保険給付するものでございます。

項５高額医療合算介護サービス等費215万4,059円は、介護保険と医療保険、両方の自己負担額が合算して年額の限度額を超えた場合に、超えた分について保険給付するものでございます。

次のページ、264、265ページをお開きください。

項６特定入所者介護サービス等費3,203万1,598円は、低所得者の施設利用が困難とならないよう、所得に応じて食事と居住費が一定額を超えた分について保険給付するものでございます。

款３地域支援事業費、項１介護予防・日常生活支援サービス事業費853万3,347円は、要支援１、要支援２の方の訪問型サービス、通所型サービス及びケアプラン作成に係る経費でございます。

次のページ、266、267ページをお開きください。

右側、備考欄上から２つ目の丸、短期集中予防サービス通所型Ｃは、要支援の方を短期間に集中して機能回復訓練等を行い、通常状態に戻すことを目的としています。

項２一般介護予防費266万7,221円でございます。これは介護予防の普及啓発に資する介護予防教室の開催、そして、地域で介護予防活動を推進するボランティア及び団体の育成等、活動の支援経費などでございます。

次のページ、268、269ページをお開きください。

項３包括的支援事業任意事業費2,709万6,204円は、地域包括支援センター関係職員の人件費及び事務的経費でございます。介護給付費の適正化や家族介護支援等の事業に係る経費のほか、一番下、目４包括的支援事業、社会保障充実分は、地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターに係る人件費でございます。

次のページ、270、271ページをお願いいたします。

項４その他諸費２万400円は、国保連合会への総合事業費に係る審査支払手数料でございます。

款４項１基金積立金2,047万3,000円は、前年度から繰り越された保険料と国・県支払基金交付金の精算に伴う積立てでございます。

款６諸支出金、項１償還金及び還付金3,726万8,565円は、令和６年度の精算に伴う国・県支払基金への返還金及び過年度分保険料の還付金でございます。

以上、歳出合計、11億3,198万8,036円でございます。

次のページ、272ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

１、歳入総額11億6,820万8,000円、２、歳出総額11億3,198万8,000円、３、歳入歳出差引額3,622万円、こちらの3,622万円につきましては、令和７年度分の精算に伴う国・県支払基金への返還金及び令和８年度の保険給付費と基金積立金等の財源となるものでございます。

以上で、令和７年度大多喜町介護保険特別会計の決算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君）　次に、報告第８号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告について報告願います。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君）　それでは、着座にて説明させていただきます。

報告第８号を説明させていただきます。

127ページをお開きください。議案のほうになります。

令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、健全化判断比率を報告いたします。

令和７年度決算に基づく健全化判断比率。

表内の項目の実質赤字比率は、一般会計、鉄道経営対策事業基金特別会計を合わせた普通会計の実質収支が赤字の場合、赤字額の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和７年度も黒字のため該当はありませんでした。

次に、連結実質赤字比率は、普通会計に加え、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計の収支など、町のあらゆる会計の収支の合計から判断するもので、令和７年度の

連結実質収支は黒字のため該当ありませんでした。

次に、実質公債費比率は、地方債の元利償還金に加え、一部事務組合等への負担金や他会計繰出金のうち、公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和７年度決算では、前年度より0.2パーセント増加し、4.1パーセントとなりましたが、早期健全化基準を下回っております。

最後に、将来負担比率は、地方債現在高や一部事務組合等の地方債の償還に対する将来の負担見込額、退職手当負担見込額等から、これらに充当可能な基金現在高、基準財政需要額、算入見込額等を控除した額の標準財政規模に対する割合を示すものです。令和７年度決算では、昨年度と比較し、将来の負担となる地方債現在高及び一部事務組合等の地方債負担額の増加や充当可能な基金現在高の減少により、将来負担すべき金額が充当可能な財源を上回り、令和２年度決算以来の6.9パーセントの算定となりました。

以上、令和７年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内でありますことを報告させていただきます。

○議長（渡辺善男君）　それでは、議案第44号から議案第48号までの各会計決算認定についての説明及び報告第８号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてが終わりました。

ここで、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見の報告を求めます。

滝口代表監査委員。

○代表監査委員（滝口延康君）　今ご指名いただきましたので、これより監査報告いたします。

令和７年度大多喜町一般会計、特別会計の決算及び基金の運用状況、また、財政健全化に係る審査につきまして、その結果について報告いたします。

審査につきましては、去る８月７日、10日にそれぞれ麻生監査委員とともに実施いたしました。

まず初めに、一般会計、特別会計ですが、各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める附属書類等が関係法令に準拠して作成されているか、また、予算は地方自治法に規定する原則であります公共の福祉の増進のため適正に執行されたか、計数は正確であるかに主眼を置き、担当職員の説明を聴取しながら審査いたしました。

その結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及び関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、また、予算の執行は適法かつ適正に執行されており、計数も正確でありました。

次に、基金の運用ですが、現在基金の総数は25基金で、年度末の総額は、昨年度に対しまして１億4,264万2,000円減少し、残高として31億6,011万5,000円となりました。

一般会計の中では、財政調整基金や公共施設整備基金、福祉基金、一般廃棄物処理施設建設基金、小中学校施設整備基金など、これらが必要な施策に充当して減額となっております。一方、増加している基金については、減債基金や定住化基金、森林環境譲与税基金、それから介護保険特別会計の介護給付準備基金など、これらは近い将来、必要な施策に充当するため、各種基金を積立てしておりますが、今後も目的に沿って計画的に、そして、効果的に基金を活用されることを強く希望します。

また、基金の中で、長期未活用基金が散見されます。これらを見直しを図りまして、今は金利のある時代になってきましたので、利回り運用等も考慮すべきではないかなと考えます。

なお、詳細につきましては、令和７年度大多喜町一般会計、特別会計、歳入歳出決算審査意見書及び基金の運用状況審査意見をご覧いただきたいと思います。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条同法第22条の規定によります大多喜町財政健全化審査及び経営健全化審査を実施しましたので、報告いたします。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて、これも担当職員に説明を聴取しながら審査を行いました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。財政健全化に関する法律の中の４つの指標のうち、先ほど財政課長もお話がありましたけれども、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、本町は赤字でないため、全く問題ありません。

続いて、実質公債比率は4.1パーセントとなっておりまして、これまた改善、先ほど話ありましたが、対前年度0.2ポイントの増加となっております。しかしながら、５年前、令和２年度と比較すると、0.5ポイントほど比率は下がっておりますので、特に問題ではありません。

続いて、将来負担比率、これについては、令和６年度までは算出されませんでしたが、令和７年度は6.9パーセントとなりました。これについては地方債残額が２億2,694万6,000円増加し、充当可能基金が１億6,010万7,000円減少しておりまして、ポイントでいくと令和６年、７年に比べると10.7ポイントプラスとなってしまいました。これはプラスはいいプラス

じゃなくて、悪いほうのプラスですから、ご承知いただければと思います。

将来負担比率は、マイナスのまま令和３年から令和６年まで推移したものが、７年からプラスに転じた。この要因としては、もろもろありますけれども、いすみ鉄道脱線工事に係る補助金や、それから災害復旧工事に加えて、防災行政無線及び中央公民館空調設備の更新など、老朽化した設備の計画的な更新等によりまして、これまで順調に減ってきた地方債、この現在高が、令和６年度以降、増加に転じております。

それから、基金のほうでは、財政調整基金がマイナス１億1,300万円、公共施設整備基金がマイナス2,800万円、小中学校施設整備基金がマイナス5,000万円、こういう大きな取崩し等がありましたことが要因となっております。

早期健全化基準では、350パーセントという、とんでもない数字なんですけれども、当町ではまだまだ当然ですが、6.9パーセントはそこまでいっていません。全く正常な状態ですけれども、ただ、この数値を手放しで喜べるものではないかと思います。今年度、それから来年度等、直近の数値を注意深く見守っていきたいと思います。

いずれにしても、計画的かつ将来を見据えた事業執行や有効な投資などを行った上で、良好な将来負担比率を堅持されますよう希望いたします。

以上をもちまして、令和７年度大多喜町一般会計各種特別会計の決算及び基金の運用状況並びに財政健全化に係る審査についての報告といたします。

監査報告は以上であります。よろしくお願いします。

○議長（渡辺善男君）　ご苦労さまでした。

以上で、監査報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（渡辺善男君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、８日と９日は総務文教・福祉経済常任委員会の合同の委員会協議会が予定されています。時間は、いずれも午前９時から、会場はここ議場で開催します。

また、９月15日は午前10時から本会議を開きますので、参集願います。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（午後　１時４４分）

第１回大多喜町議会定例会９月会議

（ 第 ３ 号 ）

令和８年第１回大多喜町議会定例会９月会議会議録

令和８年９月１５日（火）

午前１０時００分　開議

出席議員（１１名）

１番	吉野一男君	２番	森　　久君
３番	渡辺八寿雄君	５番	志関希久夫君
６番	麻生　　勇君	７番	渡邉泰宣君
８番	山口定夫君	９番	及川はるな君
１０番	久保初江君	１１番	加々美昌美君
１２番	渡辺善男君		

欠席議員（１名）

４番　末吉昭男君

地方自治法第１２１条の規定による出席説明者

町長	平林　昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	米本敏克君	財政課長	市原芳則君
税務住民課長	本村武士君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	森　芳博君	農林課長	小高一哉君
商工観光課長	浅野健二君	生活環境課長	海老根友大君
会計室長	須藤明実君	教育課長	渡邉陽二君
生涯学習課長	渡鍋佳晋君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木島丈佳	書記	山川貴子
書記	市原和男		

議事日程（第３号）

日程第　１　議案第４４号　令和７年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）

日程第　２　議案第４５号　令和７年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）

日程第　３　議案第４６号　令和７年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）

日程第　４　議案第４７号　令和７年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）

日程第　５　議案第４８号　令和７年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）

追加日程第１　報告第　９号　専決処分の報告について

追加日程第２　報告第１０号　専決処分の報告について

追加日程第３　議案第４９号　大多喜町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第４　議案第５０号　小沢又駐車場整備工事請負契約の締結について

◎開議の宣告

○議長（渡辺善男君）　皆様、おはようございます。

本日の議事は、既に配付の議事日程第３号により、令和７年度大多喜町一般会計のほか、各特別会計４会計の決算に関する質疑、討論及び採決を行います。

また、既に委員会協議会を開催しておりますので、質疑に際しては、重複する部分はご遠慮いただき、議事進行にご協力くださるようお願いいたします。

なお、滝口代表監査委員につきましては、所用のため欠席する旨の通告がありましたので報告します。

また、４番末吉昭男議員から、体調不良のため本日欠席する旨の通告がありましたのでご報告いたします。

ただいまの出席議員は11名です。したがって会議は成立しました。

（午前１０時００分）

◎行政報告

○議長（渡辺善男君）　日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林　昇君）　おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきたいと思います。

議会定例会９月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶申し上げさせていただきたいと思います。

本日は、議長をはじめ議員の皆様方には、大変お忙しい中をご出席賜り、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、９月１日以降の行事でございますので、お手元に配付させていただきました報告書によりご了承賜りたいと存じます。

さて、本日の会議事件は、令和７年度一般会計のほか、４つの特別会計の決算認定でございます。決算の内容につきましては、既に本会議で提案説明させていただき、常任委員会協議会において詳細な説明をさせていただいたところではございますが、いずれの会計においても経常的な経費が増加する中、創意工夫を努め、健全な財政運営に配慮した事業を推進してまいったつもりでございます。この結果、一定の成果を上げることができたものと考えて

おりますので、よろしくご審議を賜り、ご了承くださるよう心よりお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきたいと思います。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君）　これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡辺善男君）　次に、諸般の報告でありますが、９月２日以降の議会関係の主な事項は、お配りした議会諸報告により、ご了承いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺善男君）　これより日程に入ります。

日程第１、議案第44号から日程第５、議案第48号までの令和７年度大多喜町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算については、既に一括議題として提案説明が終わっています。

９月２日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

次に、質疑要領ですが、質疑に当たりましては決算書で質疑をされますようお願いするとともに、大多喜町議会会議規則第55条では、質疑は同一議員につき同一の議題について３回を超えることができないとされています。このようなことから、一般会計については、歳入は全般にわたり、また、歳出は４つに分けた款ごとに質疑を行いますが、１つの議案ですので、同一議員につき３回までとしますので、ご協力よろしくお願いします。

また、質疑の際は、決算書記載のページを必ずお示しいただくとともに、議題外にわたり、またその範囲を超えることのないようにお願いします。

◎議案第４４号の質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君）　日程第１、議案第44号　令和７年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

歳入については全般としますが、歳出の款の質疑に応じた歳出事業の充当財源に係るものとしてください。

それでは、歳入及び歳出のうち、款１議会費、款２総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

７番渡邉泰宣君。

○７番（渡邉泰宣君）　決算書の19ページの款１町税、項２町民税、目２固定資産税について伺いたいと思います。

現年と滞納及び不納欠損額が前年度の約３倍の額、大幅の額となっております。収入未済額は減少しておりますが、その理由と、解消に向けてのどのような対策を行っているのか伺いたいと思います。

○議長（渡辺善男君）　税務住民課長。

○税務住民課長（本村武士君）　では、税務住民課より議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

町税の全体の不納欠損額が、令和６年度約623万円から令和７年度約1,654万円に増えたことに関しましては、６年度と７年度の決算書比較いただいておるということで、既にお気づきのことと存じますが、議員おっしゃられたとおり、固定資産税の不納欠損額の増額分とほぼ同額でございます。

こちらにつきましては、町内で製造業を行っていた事業者が倒産したことにより納められなくなった固定資産税でございます。この滞納税の収納を図るべく滞納処分を検討してまいりましたが、回収が困難であることが判明したため、地方税法第15条の７第１項第１号の規定によりまして滞納処分の執行を停止し、同条第５項の規定により納入義務を即時消滅させ、不納欠損処理を行ったものでございます。

また、収入未済額の減少につきましては、督促状の発送、催告書の発送を経ても納税いただけない方につきまして、法律にのっとって、給与、預貯金口座、生命保険、売掛金、自動車等の動産、土地や建物等の不動産などの調査及び差押えや捜索の実施等によりまして納税等につなげておるところでございます。

いずれにしましても、滞納額が高額となってから納税するのでは完納となるまでに滞納者が大変な時間と労力を要することから、早期に着手するよう取り組んでおります。その結果、滞納繰越しを減らし、収入未済額を年々減少させているということにつながっているものと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

７番渡邉泰宣君。

○７番（渡邉泰宣君）　回答ありがとうございました。

いろんな情報を取り入れて不納欠損に至っているというお話でございましたけれども、収入未済額が重なってくると不納欠損に結びついてくると思いますが、その辺の倒産とか、そういうものについても、それ以前に何か情報がつかめれば、未済額のうちに督促を送って徴収できるというふうに思いますが、その辺について、少しでも徴収できれば、町の財政も少しは救われるかなと思いますので、その辺のことについてよろしくお願いしたいと思いますが、以上です。

（「回答はいいんですか」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　答弁いいですか。

（「いいです。取りあえずの問題がよく分かりましたので」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

２番森久君。

○２番（森　　久君）　決算書25ページの下段、５、土木使用料の２、住宅使用料の備考欄、一般住宅使用料2,387万500円について伺います。

ここでは町営住宅使用に伴う歳入が示されています。もちろん住宅を必要とする方々に対して十分な提供ができているならば、この歳入額について特に問題があるとは思えません。しかしながら、現在の入居率には余裕があり、その原因は希望者が少ないということだけではなく、入居をためらうような実質的な制限が課せられているからなのではないかと思われます。

第１に、家賃水準と所得の関連です。所得が高くなると急激に家賃が高くなり、町営住宅から退去せざるを得ない方々もいるようです。この点については、政令で定められているということもあるらしいのですが、町営住宅でありますので、入居を希望する町民のためにできるだけの便宜を図っていくべきであると考えます。

第２に、事前の内覧が許されておりません。アパートを借りる際、事前に部屋を案内されずに借りる人はいないと思われます。私には、希望者に対して、町という公的機関のすることだから安心せよという姿勢では不親切であり、丁寧に案内、説明することにより、希望者の入居率を高くすることができるのではないかと思われます。

第３に、空き住戸の中から選択できないということであります。例えば、３戸空いており、その中で右端のものであれば借りたい。そこでなければちゅうちょしてしまうというような場合もあるかと思われます。この点も入居率を下げる要因になっていると思われます。

現在の町営住宅の入居状況を見たとき、入居率を上げることが、５、土木使用料の２、住

宅使用料という歳入を増やす道であると思われます。ところが現在は、このような３つの制約が入居率上昇の制限要因となっており、その結果が決算書25ページのような結果になっているように思われます。

つきましては、現在のような入居を制限するような仕方ではなく、もっと入居率を上げるような募集ができなかったのかどうかを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　建設課長。

○建設課長（森　芳博君）　ただいまの件につきまして建設課からお答えさせていただきます。

まず、１点目の家賃水準と所得の関連についてでございます。

町営住宅の家賃額につきましては、公営住宅法等の法令に基づき家賃の基準を８段階の収入分位に分け、入居世帯の所得に応じた分位によって家賃額が決定する仕組みとなっており、毎年家賃の算定を行っております。そのため、所得によって家賃が変動するという点につきましては、住宅の困窮する低額所得者に対する低廉な家賃で供給するという、公営住宅の本来の趣旨から法令上避けられない仕組みとなっております。

しかしながら、町といたしましても、住宅を必要とする方々に対し、できる限り入居の機会を広げることが重要であると認識しております。このため、令和７年３月会議で条例を一部改正し、令和７年４月１日から入居要件の緩和を図ったところでございます。

第２点目の事前の内覧についてでございます。

現在におきましても、事前の内覧をご希望される方につきましては、役場の開庁日において実施はしております。ご案内のため職員が対応いたしますことから、事前にご予約をいただく形を取らせていただいております。決して内覧を禁止しているわけではございませんが、この点についてご案内が不十分であった点につきましては改善を図ってまいりたいと思います。

第３点目です。空き部屋の中から部屋を選択できない点についてでございます。

町営住宅の部屋の選定につきましては、入居希望者からの事前相談にご希望を伺いながら、可能な範囲で臨機応変に対応させていただいております。ただし、事務手続や公平性の観点から、入居に伴う審査以降の部屋の変更につきましては、入居後に発覚した不具合による住み替え等を除き、原則認めておりません。

これらの入居に関する制約についてご指摘をいただきましたが、先ほど申し上げました令和７年４月の入居要件緩和などの取組により、一定の成果も表れております。具体的には、

決算年度であります令和７年度の入居件数は５件でございましたが、令和８年度につきましては、現時点で既に８件の入居となっております。少しずつではありますが、着実に入居が進んでいるものと考えられます。

今後は、議員ご指摘のとおり、希望される方が安心してお申込みいただけるよう、事前の内覧予約や部屋の選定に関する事項を含め、入居に必要な具体的な内容を町のホームページ等に掲載し、より丁寧な周知と情報提供に努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

３番渡辺八寿雄君。

○３番（渡辺八寿雄君）　29ページをお願いいたします。

総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてお伺いしたいと思います。決算額は１億84万3,000円です。この交付金は、燃料や食料品価格の物価高騰対策として、個人生活者や事業者支援を通じた経済対策への対応として交付されるものであると思っております。

令和７年度におきましては、６月、９月、１月、３月と補正を行い、交付金総額は決算額１億84万3,000円となりました。本町におきましては、その使途につきましては、定額減税給付金と地域通貨券の世帯配布を含む地域通貨事業などに活用されてまいりました。結構な取組だと思っております。

しかしながら、この交付金は事業者支援も大きな支援の目的でもあり、地域通貨事業は地元商工業者や、また個人的にもありがたい経済支援でありますけれども、対象事業者がまだまだ少ないと感じております。

令和８年度におきましても、この交付金を活用して地域通貨事業を実施するものでありますけれども、地域振興券を使える事業者さんを拡大する必要があると思います。７年度決算におきましては、協力店への支払う報償費、この額は６億6,700万円であります。現在使用できる事業者数は94事業所と伺っておりますけれども、商工会さんとも十分連携をいただきまして、少しでも多くの事業者さんが、この経済対策の恩恵を受けられるように、将来使用できる事業所数をさらに拡大する必要があると思いますが、このことについて町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（浅野健二君）　ただいまのご質問に商工観光課からお答えいたします。

渡辺議員申し上げましたとおり、現在加盟店数は94店舗でございます。現在の取組ですけれども、対象となる事業者の方に直接訪問しまして、事業の概要や専用端末の操作方法などについて説明を実施しております。その結果、昨年度の新規加入実績は４件となっております。

今後につきましても、電子地域通貨の発行と普及啓発を通じてキャッシュレス化を促進し、地域内における消費の喚起と利便性の向上を図るため、引き続き事業者への直接訪問による働きかけを継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑ありませんか。

３番渡辺八寿雄君。

○３番（渡辺八寿雄君）　ありがとうございました。

商工観光課さんで捉えている、いわゆる地域振興券を使える事業者総数に対して、何パーセントぐらいの割で利用されておるのか。大まかな数字ですけれども、捉えておりましたらお伺いしたいと思います。捉えていなければ結構であります。

○議長（渡辺善男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（浅野健二君）　今現在ではちょっと数字が、今日お持ちしておりませんので、ただ、事業者数と利用実績に基づいて算出することは可能かと思いますけれども、現時点では、今日はお持ちしておりませんのでお答えすることができません。申し訳ありません。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君）　すみません。ただいま地域通貨のほうの利用実績、事業者さんへの支払い等についてご質問がありましたので、支払い担当のほうは財政課のほうで行っておりますので、少しお答えさせていただきたいと思います。

毎月の支払いにつきましてはばらつきはございますけれども、おおむね70後半、80店舗近くの事業者さんへの支払い等が年間を通じてお支払いしているところでございます。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑ありませんか。

８番山口定夫君。

○８番（山口定夫君）　67ページ、款２総務費、項１総務管理費、目５財産管理費の公有財産管理事業について伺いたいと思います。

12節のエレベーター保守点検委託料92万4,000円は、旧特別養護老人ホームに係るものと

いうことで説明がありました。このほかに、特別養護老人ホーム関係で施設管理に係るものがありましたら、総額を含めてどのくらいあるのか伺いたいと思います。

○議長（渡辺善男君）　財政課長。

○財政課長（市原芳則君）　旧特別養護老人ホームの経費でございますけれども、今お話のありましたエレベーターのほかにも、浄化槽の保守点検であるとか、電気工作物、いわゆるキュービクルのほうの点検、また消防設備、自動ドア等の点検なども行っておりまして、経費のほうは、そのほかにも除草作業なども行っておりまして、年間約350万円でございます。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑ありませんか。

８番山口定夫君。

○８番（山口定夫君）　ありがとうございます。

旧特別養護老人ホームは、令和５年６月23日をもって同事業が廃止されているということなんですが、それにもかかわらず、施設管理に毎年350万とかという多額の経費をかけ続けているわけですけれども、この経費削減に向けて、令和７年度ではどんな対策をされているのか。また、今後の方針について伺えればと思います。

○議長（渡辺善男君）　財政課長。

○財政課長（市原芳則君）　今お話のありました当該施設の活用につきましては、これまでも民間事業者からの問合せや現地確認、そういったものへの対応、またこれまではサウンディングをはじめとします市場性の把握に努めているところでございます。これまで具体的な提案には至っておりませんけれども、民間活力の導入に向けた模索をしているところでございます。

また、今後、隣接する旧老人福祉センターにつきまして、今年度解体を予定しております。更地となりましたら、その敷地も含めて、敷地全体としての一括的な活用も可能となりますので、改めてサウンディング等の調査手法も含めた市場の再確認を進めて、活用につなげていけるよう努めていきたいと考えております。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

10番久保初江君。

○１０番（久保初江君）　71ページの定住化対策事業の下から２番目ですね。普通自動車免許取得助成金というのが、令和７年度から新規事業として、自動車免許に対して助成金をたしか３万円ほどお支払いをされるという事業が始まったと思っているんですけれども、この21万円という金額に対して、成果をどう捉えているのか教えてください。

○議長（渡辺善男君）　企画課長。

○企画課長（米本敏克君）　本町では、移住定住を支援する施策を様々行っており、当該助成事業もその一つでございます。これら支援事業のうち、どれか一つの事業を取り上げて、転入や転出抑制にどう影響したかといった効果を明確にお示しするのはちょっと難しいものがございますが、大多喜町を含めまして、この地域で生活する上では普通自動車免許は不可欠と言ってもよろしいかと思います。

令和７年度、実績は６件で、この中でも転入に伴い免許を取得した方が２名、自宅からの通学のために免許を取得した方が２名で、本助成事業が本町に住んでいただくことの一つのメリットになっているものかと考えております。また、転入された方や自宅から通学する保護者の方からは、こういうのがあると助かるよという言葉をいただいており、町民の方のこういった言葉も一つの成果かと捉えているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○１０番（久保初江君）　ありがとうございます。

こちらの自動車免許取得の助成金に対しては、どのような周知方法で広めていらっしゃるのか。また今後、もう少し増やしていくような形で考えているのか教えてください。

○議長（渡辺善男君）　企画課長。

○企画課長（米本敏克君）　当該助成事業の周知ということですが、現在周知の方法としては、町の広報紙であるとか、ホームページであるとか、当然定住施策ということでご紹介させていただきながら、広く町民の方がご利用いただけるかなというところで周知しております。

また、この事業につきましては、大多喜の自動車学校で免許を取得される方ということになっておりますので、当然自動車学校さんのほうにも、チラシのほうを入校時に対象者にお配りいただくような形で進めているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑ありませんか。

３番渡辺八寿雄君。

○３番（渡辺八寿雄君）　71ページであります。企画費の地域おこし協力隊事業についてお伺いしたいと思います。

地域おこし協力隊業務委託料として2,275万8,092円の決算額が計上されております。地域

おこし協力隊の委託型は、令和６年度から改正されたということのようでありますけれども、７年度の当初予算では７名採用予定で3,640万円ほど計上されておりました。

その後、12月補正によりまして、３名採用人数の減によりまして減額補正がなされました。しかしながら、決算ではやはり７名の実績で2,275万8,000円となってございますが、決算に至るまで、どのような雇用の変化があったのか。また委託型について、雇用の業種の内容、または業務の内容等についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君）　企画課長。

○企画課長（米本敏克君）　地域おこし協力隊の当初予算と、まず決算で人数は変わらず委託料が下回っているというような実績となった点につきましては、当初と実績で受入れ人数は変化が結果的にない中で委託料が予算を下回った結果となりました。

これにつきましては、隊員募集に対して速やかな応募がなく、受入れが決まった時期が遅くなり、委託料の執行が不要な期間が生じた事業者があったことであったり、７年度に委嘱した隊員は、最終的には実績で７名であったものの、途中退任によって委託料の執行が不要となってしまった事業者があったため、通年では予算額に対して執行額が下回る状況となっております。

お話にありましたように、12月補正で３名分減額というような補正をさせていただいたところですが、当初予定しておりました受入れ事業者の増もございましたので、結果的に３名減ではありますが、最終的には新たな雇用というか、新規の隊員の応募というんですか、雇用が結果的に７名というようなことで、当初の予定からは出たり引っ込んだりというところはあったんですが、結果的には７名の方の雇用の実績につながっております。

それと、業種と委託業務の内容ということですかね。委託業務のまず内容につきましては、町の任用型隊員に対して行っている協力業務全般を受入れ事業者に委託するものでございます。具体的には、隊員の募集、雇用、住居の支援、人件費や活動費の支払い業務、また活動計画の作成であったり、研修及び実際の活動に対する総合的な支援が委託業務の内容となってございます。

業種につきましては、これは受入れ団体側がどういったような取組で隊員を受け入れているかということでよろしいでしょうか。

（「業種、どういう業態」の声あり）

○企画課長（米本敏克君）　業態……

（「業務の内容、　　とか」の声あり）

○企画課長（米本敏克君）　なるほど。委託の受入れ団体に関しての業態でございますが、一つは、業態というか、隊員の取組の内容としましては、スポーツ振興であったり、農業の振興であったりというところが一つ。

それから、観光振興、もしくは特産品開発といったような業種、または地域の資源発掘というんでしょうか、商品開発であったり、町の情報発信というような、全般的には受入先でそれぞれ業務の内容は違いますが、そういったようなことで地域協力活動というところで、それぞれ取り組んでいただいているところです。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○１０番（久保初江君）　同じく71ページの地域おこし協力隊事業で、今渡辺八寿雄議員がご質問した内容の追加の質問になるんですけれども、地域おこし協力隊の任用型と委託型の給与の形態の違いなど、どのようになっているのか教えていただけたらと思います。

○議長（渡辺善男君）　企画課長。

○企画課長（米本敏克君）　隊員の任用型と委託型の給与体系ということでございますが、任用型は町の会計年度任用職員として雇用しておりますので、当該職員規程を基準とし、年数に応じて報酬の額を決定しております。また、委託型は、受入れ事業者の社員として雇用しておりますので、受入れ事業者の給与規程に基づき給与の額を決定しております。

なお、受入れ事業者に人件費分としてお支払いする委託料ですが、こちらは国が定める人件費に対する交付金の上限額の範囲で人件費分の委託料はお支払いしているところです。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君）　質疑なしと認めます。

以上で、歳入及び歳出のうち、款１議会費、款２総務費の質疑を終わります。

次に、款３民生費、款４衛生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番加々美昌美君。

○１１番（加々美昌美君）　119ページ上の段、健康診査委託料についてお伺いいたします。

多分これ特定健診のことだと思われますが、特定健診では、対象者に受診票や尿検査のキ

ットが送付されております。受診されなかった方の分は未使用となります。検査キットは対象者全員に送付しているのか。また、未使用となった数量やそれにかかる経費を把握しているのかお聞かせください。

○議長（渡辺善男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

未使用となった数量等について、ちょっとすみません、こちらに数字は持ってきていないんですけれども、受診者との数字の差ですので、分かる数字でございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

11番加々美昌美君。

○１１番（加々美昌美君）　特定健診は、疾病の早期発見や予防のために大変重要であると考えております。私も利用させていただいております。受診を促すことが必要だと考えております。

一方で、勤務先で受診を受ける方や、毎年ご自身の判断で受診されない方にも検査キットを送付しているのであれば、未使用のまま廃棄されることになります。受診の呼びかけは継続しながら、事前に受診希望を確認してから検査キットを送付するなど、廃棄を減らす仕組みに見直してはいかがと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺善男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　議員おっしゃるとおり、以前は希望調査を行った上で、それによって配布をしておりました。

ただ、今現在は、対象者全てに送付するということで行っております。それを回収するといっても、回収したものが果たして衛生的に確保できるかということがございますので、未使用であった方について、それを回収して返却ということができない状況でございますので、今のところ、回収して、それを利用するということも考えておりませんし、また、全員にやはり送っていないと、手元に来ていないことによって受診率が下がるということを防ぐために全員に送っている状況でございます。

以上。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

11番加々美昌美君。

○１１番（加々美昌美君）　私もよく存じております。検査キットですので、ちょっとしたほ

こりとか、そういうものが入っただけでも確定的なきちっとした検査結果が出ないと思っております。しかし、何年も受診されていない方が多分いらっしゃると思います。この仕事関係でもそうです。ご自身の判断でもそうですけれども、ここの廃棄を減らすという考えが、そういう方にも何年も受診されない方も送り続けているということの、今後変えていくということとか、そういうことはやっぱり考えられないものなのでしょうか。

○議長（渡辺善男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　確かにそんなに金額の高いものではございませんので、送らないことによって受診率が下がることを考えますと、やはり国の定めている受診の目標がございますので、その辺はできれば今までどおりの取扱いで行いたいと考えております。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君）　質疑なしと認めます。

以上で、款３民生費、款４衛生費の質疑を終わります。

次に、款５農林水産業費、款６商工費、款７土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

９番及川はるな君。

○９番（及川はるな君）　143ページの一番下にある就職情報案内事業についてお伺いいたします。

連絡協議会に入っている11社をメインでという話だったと思うんですけれども、このチラシ等々を配布して、そのチラシを基に就職の実績が実際にあったのか。あとは、チラシを配布したことによってどのくらいの効果があるのか、もし数値的に分かれば教えていただければと思います。

○議長（渡辺善男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（浅野健二君）　ただいまのご質問に商工観光課からお答えいたします。

就職情報チラシの配布に直接起因する就職実績のデータは持ち合わせておりませんが、チラシで紹介しております町内11社の令和７年度における採用実績についてお答えいたします。

当該11社の令和７年度の採用者数は34名となっております。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑ありませんか。

６番麻生勇君。

○６番（麻生　勇君）　149ページの観光施設整備事業の中の立木伐採撤去委託料と工事請負の内容と、その内訳について説明していただきたいと思います。

○議長（渡辺善男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（浅野健二君）　ただいまのご質問に商工観光課からお答えいたします。

立木伐採撤去委託料でございますが、内容といたしましては、中瀬遊歩道の不通区間における新規ルートの整備に関するものでございます。具体的には、新規ルートにより道がないため、山の斜面の立木伐採、それと抜根をはじめ、階段の設置や安全対策の転落防護柵の整備を行ったものでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

６番麻生勇君。

○６番（麻生　勇君）　繰越明許のほうも聞いたはずなんですけれども。

○議長（渡辺善男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（浅野健二君）　大変失礼いたしました。続きでお答えさせていただきます。

次に、繰越明許の施設整備工事ですが、先ほど申し上げました新規ルート入り口から弘文洞前にかけての河川の浸食に対する復旧とルート整備の工事になります。具体的には、かごマット設置による河川の護岸工事等、弘文洞前までのルート、もともとの遊歩道になりますが、コンクリート舗装工事を実施したものでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

６番麻生勇君。

○６番（麻生　勇君）　今かごマットも私見てきましたけれども、それと弘文洞の前の舗装、それは見えなかったね。なかったんじゃないかな。

それと、新規ルートの開拓という話をしましたけれども、旧歩道、決壊していて通れない、通行止めの看板ありました。ただ、あそこもいいルートなので、できれば足場板でも何でもやって、下のルートと上のルートがあったほうがいいのかなと私は実感しました。

それと、もう一つ言うと、そこへ行くための飛び石がありました。立派な飛び石が。あったんですけれども、その飛び石にごみ、石等があって、ちょっと雨が降るとあそこ渡れなくなります。あの整備もやらなくちゃいけないのかなと私は思います。

たまたま私、今日隣、体調不良で休んでいますけれども、議長と３人で現場へ行きました。

そのときに観光客が10人ぐらいいたのかな。10人ぐらいいたね。それで、ここ渡れるかねという話、渡れないことはないんだけれども、すごく危険なので、何かあったときにはやっぱり整備も進めてもらいたいなと。2,400万とか2,200万とかかけているわけですから、その辺も考えていただけたらと思います。

○議長（渡辺善男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（浅野健二君）　まず、現地のかごマットやった場所と舗装をやった場所なんですけれども、議員も現地行っていただいたときに、飛び石を渡って少し歩いて山道に向かうルート、それが先ほどの立木伐採の撤去委託で整備したルート。

それと、もともとの遊歩道って、先ほど言った、被災を受けたもともとの真っすぐ行く、その真っすぐ行くところからコンクリート舗装やってあるんですね、下が。そこをちょっとお気づきにならなかったということなんですけれども、その歩く道をコンクリート舗装をやっているのと、その下の護岸ですね。その河川の護岸がやっぱり浸食されて洗われてしまいましたので、そこでかごマット、最大８段積みのかごマットを設置してあります。ちょっとのぞき込まないと分かりづらいんですけれども……

（「分かります」の声あり）

○商工観光課長（浅野健二君）　その辺設置してあります。それが工事内容です。

それと、その先のいまだに被災を受けて崩れた場所のルート復活なんですけれども、今のところは、この約2,300万かけて整備した新しいルート、こちらを安全確保されておりますので、今、まずは観光客、養老渓谷に足を運んでくれた観光客には、その道をまずは歩いて、きちんと安全図れてますので、そちらを歩いていただいて、まずは誘客を図ると。その上で、今後、そこに被災を受けているところ、もう一個の下のルートもちょっと考えていくかというところは、今のところまだすぐに考えておりますということは申し上げられない状況です。

それと、飛び石のごみというか、立木などもやはり一雨ごとに大きな、この前の雨でも木が詰まって渡るに渡れないという状況なんですが、こちらも遊歩道の維持管理委託料ということで予算計上92万3,000円の決算しておりますが、こちらは通常の維持管理ですね。そういったちょっとしたごみであったり、ちょっと立木が詰まったぐらいであればチェーンソーを使って、切って復旧すると。そういうのは、現在のこの管理委託料で見ておりますので、それで当面は対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑ありませんか。

６番麻生勇君。

○６番（麻生　勇君）　見るところが違ったのかね。旧の保存したところのことが弘文洞の入り口ということですか。

（「そうです」の声あり）

○６番（麻生　勇君）　入り口ってそっちなの。じゃ、川を渡って見るということ。

（「そうです」の声あり）

○６番（麻生　勇君）　じゃ、その入り口のその下には、布団かごやってあったんだけれども、崩れたところ、崩れたところもさっき簡単に足場板と言ったけれども、できれば布団かご積んで渡れるようにしたらすごくいいところだなと思ったので、その辺も検討してもらえたら観光客は喜ぶんじゃないかなと思います。これ渡れるかねって、この間観光客が言ったんだけれども、渡れる、立ち幅跳びができればいけるよという話をしたんですけれども、私水泳部だからなんて言っていましたけれども、水泳部で泳げる深さじゃないから、濡れるんですよね。たまたま行ったときに、すごい杉の木が引っかかっていて、またぐのが容易じゃなかったんですよ、足が短いから。

それで、やっぱり本当に観光地だなと私実感しました。２組来ましたから。その後、帰り際にはまたトンネル歩いている人がいましたので、そういうところ、いいところなので、ぜひぜひ素早く対応できるようにしておいてほしいなと実感しましたので、よろしくお願いします。何かありましたら返事してください。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

５番志関希久夫君。

○５番（志関希久夫君）　131ページ、下段の農業振興事業、それと133ページ、中段やや下ですけれども、畜産振興事業について質問させていただきます。

この２つの事業の中で、直接的に農業者に支払われた負担金補助及び交付金、こちらについては飼料用米等拡大支援事業補助金と農業次世代人材投資資金、この２つであると思われるんですが、ほかに国や県で助成事業というものを多く取り組まれているわけですから、そういったものがないわけですけれども、その助成事業などについて、農業者にどのように周知をしたのかな、そこをお聞きしたいと思いますし、また農業振興をするためには関係団体、例えば農協さんですとか、何々組合ですとか、そういったものもあろうかと思います。そういったところとの協議というものは行っていたのかお伺いします。

○議長（渡辺善男君）　農林課長。

○農林課長（小高一哉君）　ただいまの質問、３点ほどあると思います。まず、国や県の助成事業の取組についてと、周知、あと関係団体との協議は行ったのか、一応３点だと思います。そちらについてお答えさせていただきます。

まず、このほかの取組といたしましては、農地や農業用施設の基礎的な機能を守る多面的機能支払交付金事業と中山間地域等直接支払制度をはじめ、農業生産基盤の維持を図る土地改良関係団体事業、また喫緊の課題である有害鳥獣の駆除対策事業など、そちらについて、国や県の財源を運用して積極的に活用しております。

周知につきましては、町の広報紙、ホームページ、あと必要に応じまして個別通知などにより情報提供を行っております。

最後になりますが、関係団体等の協議につきましては、大多喜町農業再生協議会をはじめ、年一、二回開催します農林業振興協議会、あと毎月開催されます農業委員会の総会の場を活用しております。また、必要に応じて千葉県の農業事務所や関東農政局とも適時打合せを行いまして、情報の共有や意見交換を図りながら農業振興に努めております。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑ありませんか。

５番志関希久夫君。

○５番（志関希久夫君）　ご回答ありがとうございます。

それぞれ、今質問しました事業とは別の事業として、そういった国や県の補助事業というものを取り組んでいる。それは十分承知しておりますけれども、ただ、直接的に農業者、経営面で助成をするというものも多くあるわけです。そういったものが、やはり例えばホームページに出ていますとか、そういったことではなかなか、農業者が自主的にホームページをいつも見ているかというと、そういったことはないと思っているんですね。実際パソコンすら操作をしないという高齢の農業者も当然いるわけですから、そういったもの、事業内容、どういった取組、どういった補助が受けられるのかということが、全く知らないうちにそういったものが進んでしまって、終わってしまっていると。そういったものを少しでも取り組めるんであれば、営農面で少しでも助成になるんじゃないかなと。

昨年、令和７年度は大変米価が上がりましたけれども、今後、また下落していっているような状況ですから、そういった経営体を少しでも補助するということを積極的に取り組めるような農業振興、畜産振興というのを、今後も進めていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　農林課長。

○農林課長（小高一哉君）　周知方法につきましては、ただいま志関議員がおっしゃるとおりだと思います。

ここ最近、やはり農業の政策のほうも国も県も変わってきまして、ある程度個人に補助を行いまして、やっぱり大規模ですから、大多喜の町内につきましても、どうしても該当される方も少なくなっております。ですから、逆にそういう方に個別で通知して、こういう事業があるよという形の周知も、今後積極的にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君）　質疑なしと認めます。

以上で、款５農林水産業費、款６商工費、款７土木費の質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。

次は、11時10分から再開します。

（午前１０時５８分）

○議長（渡辺善男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

皆様に申し上げます。気温が高くなってきております。暑い方は上着を脱いで結構です。

（午前１１時１０分）

○議長（渡辺善男君）　次に、款８消防費、款９教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

１番吉野一男君。

○１番（吉野一男君）　167ページ、款９教育費、項１教育総務費、目２事務局費の中の教育委員会事務事業についての適応指導教室の負担金132万7,000円についてお伺いしたいと思います。

適応指導教室については、不登校の小中学生が学校生活への復帰や社会的自立を目指して学習や相談を行うということで、教育委員会が設置するということでありますので、その点について、内容についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺善男君）　教育課長。

○教育課長（渡邉陽二君）　ただいまのご質問でございますけれども、今議員がおっしゃられたとおり、適応指導教室につきましては、小中学校不登校児への学習の機会を提供するとともに、社会性などを身につけまして、集団生活ができるように支援するための教室でございます。

以上になります。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

１番吉野一男君。

○１番（吉野一男君）　それで、ちょっとお伺いしますけれども、児童生徒数について、町内においてどのくらいの人数がいるかお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君）　教育課長。

○教育課長（渡邉陽二君）　本町の児童生徒数は445名でございますけれども、そのうちこの適応指導教室に通っている児童につきましては４名でございます。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

１番吉野一男君。

○１番（吉野一男君）　それと、不登校による関係で、一応先生方、どういう先生がその指導をしているかをちょっとお伺いしたい。また、それについての予算的にも132万7,000円ということでありますので、何名ぐらいの先生が対応しているのかお伺いします。

○議長（渡辺善男君）　教育課長。

○教育課長（渡邉陽二君）　この教室に何名が対応しているかということはちょっと分からないんですけれども、相談員と専門員の方がこの辺の対応をしているというところでございます。

以上になります。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

（「もう一回いいですか」「４回目になっちゃう」「４回目になっちゃう。じゃ駄目か」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君）　質疑なしと認めます。

以上で、款８消防費、款９教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を終わります。

これで一般会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君）　次に、賛成者の発言を許します。

７番渡邉泰宣君。

○７番（渡邉泰宣君）　７番渡邉でございます。私は一般会計のことについて賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

令和７年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論させていただきます。

令和７年度は、物価高騰や円安による経済的圧力が続く中、令和６年10月のいすみ鉄道脱線事故への対応、令和５年台風13号からの災害復旧、そして、人口減少、少子高齢化への対策が求められ、極めて厳しい年度でした。

このような状況下において、一般会計決算は形式収支３億7,297万1,000円、実質収支３億803万8,000円の黒字となり、健全な財政運営が継続されました。

この成果は、防災・減災対策事業やインフラの計画的な維持管理、さらに地域経済を支える各種補助事業など限られた財源の中で優先順位を的確に見極め、町民の安心・安全な生活と地域経済の活性化を成立させ、第３次総合計画後期基本計画の最終年度として、着実に施策を推進した結果であると評価いたします。人口減少や少子高齢化、さらに公共施設の老朽化に伴う将来的な財政需要など、本町を取り巻く環境は依然として予断を許さない課題が山積みしております。

最後に、町民の行政に対する要望等は多く、また多岐にわたると思いますが、しっかりと受け止め、引き続き健全で効率的な財政運営と、持続可能な財政の発展に全力を傾注されるよう強く要望いたします。

以上、何点か申し上げましたが、令和７年度一般会計決算は、町民が安心して暮らせる生活環境の整備等、地域活力の維持に資する妥当な執行であったと判断し、本決算の認定に賛成いたします。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号　令和７年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君）　挙手全員です。

したがって、議案第44号　令和７年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎議案第４５号の質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君）　日程第２、議案第45号　令和７年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号　令和７年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君）　挙手全員です。

したがって、議案第45号　令和７年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎議案第４６号の質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君）　日程第３、議案第46号　令和７年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君）　次に、賛成者の発言を許します。

３番渡辺八寿雄君。

○３番（渡辺八寿雄君）　私は、令和７年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論を行います。

令和７年度大多喜町国民健康保険特別会計決算では、歳入総額10億2,665万4,472円、歳出総額９億9,558万4,552円、実質収支額は3,107万円で翌年度繰越しとなりました。

国保会計において、歳出額が10億を割り込んだのは初めてではないかと思っております。昨年度に対し、被保険者数は92人、世帯数では50世帯減少しております。新たに国保に加入した方、後期高齢者医療に移行された方、社会減、自然減など、様々な要因の結果によるものであります。

一方、国保加入者、被保険者が負担する国保税は、令和７年度２億1,301万6,000円、令和６年度は２億976万9,000円であり、320万円ほど増となっております。加入世帯被保険者数が減少し税収が増えたということは、特に令和７年度は税率改正は行っておらず、軽減する世帯数が減少したことも多少影響があるかも分かりませんが、課税標準、いわゆる課税所得の増や税制改正による課税限度額の引上げによるものだと判断されます。

他方、国保会計で大きなウエートを占める保険給付費は、令和７年度は６億8,278万6,000円、令和６年度は７億2,732万6,000円であり、4,454万円減少しております。１人当たりの保険給付費を算定してみますと、令和６年度は37万5,000円、令和７年度は36万9,000円と低

くなっております。これは疾病の早期発見、早期治療をすることで医療費を抑制する保健事業に力を注いでいる、その成果でもあると受け取れます。大いに結構なことであります。

国保税の徴収率は93.2パーセントということで、県下でも高い徴収率を維持されております。国保税の高い徴収率に対する努力、実績では減少となりましたが、特定健診受診率の向上対策への取組、国保加入資格者の的確な把握による保険税還付対象者の減など努力の成果が表れた決算内容となっております。

２年後には、国の少子化対策による公的医療保険を適用し、出産費用を無償化する制度が始まろうとしておりますが、新たな財源確保のための新規被保険者負担が創設されるか分かりませんが、国保を取り巻く環境は刻一刻と変化してまいります。

制度上、厳しい財政運営を強いられる国保会計ですが、引き続き適正運営を維持されることをお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（渡辺善男君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号　令和７年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君）　挙手全員です。

したがって、議案第46号　令和７年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎議案第４７号の質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君）　日程第４、議案第47号　令和７年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号　令和７年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定ついてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君）　挙手全員です。

したがって、議案第47号　令和７年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定ついては認定することに決定しました。

◎議案第４８号の質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君）　日程第５、議案第48号　令和７年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号　令和７年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君）　挙手全員です。

したがって、議案第48号　令和７年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（渡辺善男君）　お諮りします。

ただいま町長から報告第９号　専決処分の報告についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　異議なしと認めます。

したがって、報告第９号　専決処分の報告についてを日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（渡辺善男君）　議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　配付漏れなしと認めます。

◎報告第９号の上程、説明

○議長（渡辺善男君）　追加日程第１、報告第９号　専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

商工観光課長。

○商工観光課長（浅野健二君）　それでは、報告第９号についてご説明いたします。

この専決処分は、大多喜町新丁地先にある夷隅川親水公園において、河川堤防の草刈り作業を実施していた際、新丁原口揚水組合が所有する汲み上げパイプに損害を与えたことに伴う損害賠償額について、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。

１、相手方、千葉県夷隅郡大多喜町上原533番地１、新丁原口揚水組合、代表、猿田義久。

２、事故の概要、令和８年６月12日午前11時頃、大多喜町新丁200番９付近にて草刈り作

業中、新丁原口揚水組合の所有する汲み上げパイプの一部を草刈り機にて破損させ、損害を与えたものでございます。

３、損害賠償額、８万9,595円。

この金額は、破損したパイプの一部を交換し、原形復旧に要した修繕料でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（渡辺善男君）　これで報告第９号　専決処分の報告についてを終わります。

◎日程の追加

○議長（渡辺善男君）　お諮りします。

ただいま町長から報告第10号　専決処分の報告についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第２として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　異議なしと認めます。

したがって、報告第10号　専決処分の報告についてを日程に追加し、追加日程第２として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付します。

（議案配付）

○議長（渡辺善男君）　議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　配付漏れなしと認めます。

◎報告第１０号の上程、説明

○議長（渡辺善男君）　追加日程第２、報告第10号　専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君）　それでは、報告第10号の説明をさせていただきます。

議案つづり１ページをお開きください。

この報告は、地方自治法第180条第１項の規定により、議会から町長の専決処分事項として指定されている災害対応業務として、今月６日から８日にかけて台風24号や前線の影響を

受けた大雨の災害対応に係る職員手当の予算を９月６日に専決処分したものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

報告第10号　専決処分の報告について。

地方自治法第180条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

次のページをお開きください。

令和８年度大多喜町一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億9,166万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

それでは、次に、事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきます。

３枚めくって、８ページ、９ページをお開きください。

２、歳入、款20繰越金、項１繰越金、目１繰越金171万8,000円の増額補正は、補正予算の財源として前年度繰越金を充てたものでございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。

３、歳出、款８消防費、項１消防費、目４災害対策費171万8,000円の増額補正は、災害対策本部設置及び避難所開設など、災害対応業務に係る職員手当でございます。

以上で令和８年度大多喜町一般会計補正予算（第６号）の専決処分について報告とさせていただきます。

○議長（渡辺善男君）　これで、報告第10号　専決処分の報告についてを終わります。

◎日程の追加

○議長（渡辺善男君）　お諮りします。

ただいま町長から議案第49号　大多喜町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第３として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第49号　大多喜町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（渡辺善男君）　議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　配付漏れなしと認めます。

◎議案第４９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君）　追加日程第３、議案第49号　大多喜町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君）　それでは、配付させていただきました議案をお願いしたいと思います。

議案第49号　大多喜町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

この改正は、令和８年９月24日から施行される地方自治法の一部改正に伴い、大多喜町監査委員条例が引用する法律の当該条項を改める必要がありますので、本案を提出させていただくものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみを説明させていただきますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。

大多喜町監査委員条例の一部を改正する条例。

本条例の一部を次のように改正する。

第２条の改正につきましては、地方自治法の職員の賠償責任について規定した条項が移動することに伴い、当該引用条項を改正するものでございます。

最後に附則でございますが、この条例を令和８年９月24日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げ

ます。

○議長（渡辺善男君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　異議なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君）　挙手全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（渡辺善男君）　お諮りします。

ただいま町長から議案第50号　小沢又駐車場整備工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第４として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第50号　小沢又駐車場整備工事請負契約の締結についてを議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（渡辺善男君）　議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　配付漏れなしと認めます。

◎議案第５０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君）　追加日程第４、議案第50号　小沢又駐車場整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（浅野健二君）　それでは、議案第50号　小沢又駐車場整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

初めに、提案理由についてご説明いたします。

本件は、本町を代表する観光地である養老渓谷において、公共交通機関が限定的であることから、自家用車や観光バスによる来訪者が多く、特に粟又の滝周辺ではハイシーズン時の駐車需要に対応する駐車可能台数が不足している状況にあります。そのため、粟又町営駐車場が満車となることでツアーバスや乗用車が道路上に滞留し、慢性的な交通渋滞が発生するとともに事故の危険性も危惧されております。

今回の整備工事は、滝の手前にバス専用駐車場を整備することにより、渋滞に起因する事故の危険性を解消し、地域住民の生活環境改善を図るものでございます。加えて、駐車場待ちの渋滞を緩和することで、観光客の満足度向上や滞在時間の延長による観光消費額の増加、さらには他の地域への流出を防ぎ、入り込み客数の向上につなげることを狙うものでございます。

去る８月27日、８者を指名いたしまして入札を執行いたしました。その結果、株式会社仲潮組が税抜き価格4,810万円で落札いたしましたので、本契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文のご説明をいたします。

小沢又駐車場整備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

１、契約の目的、小沢又駐車場整備工事。

２、契約の方法、指名競争入札。

３、契約金額、5,291万円。

４、契約の相手方、千葉県夷隅郡大多喜町久保113番地、株式会社仲潮組、代表取締役、中村友三郎。

以上で、議案第50号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番久保初江君。

○１０番（久保初江君）　こちら工事概要を読みますと、場内舗装など、側溝など道路の面の部分だけかなと思われるんですけれども、先ほどの説明では、観光の向上と町外への流出ということを防ぐということがありましたけれども、駐車場にはトイレとごみ箱とかは付き物だなと考えているんですけれども、これはまるでそういったものがない状況の駐車場のみのスペースになっていますか。それで、近隣にそういった施設はあったりするんでしょうか。

○議長（渡辺善男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（浅野健二君）　ただいまのご質問ですけれども、今回の駐車場整備工事では、トイレの設置費用は含んでおりません。本駐車場におきましては、当分の間は観光シーズンに仮設トイレを設置しまして、まずは利用状況の把握に努めていきたいと考えております。ほかの地域というところでは、そこも把握しておりませんけれども、現在養老渓谷では常設、仮設のトイレ合わせて６基ございますので、またそこの全体の整備計画、整備方針も含めて、今後もその辺を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

８番山口定夫君。

○８番（山口定夫君）　駐車台数はどのくらいになるか、ちょっと教えていただければと。

○議長（渡辺善男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（浅野健二君）　駐車台数につきましては、大型バス専用で６台となっております。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

７番渡邉泰宣君。

○７番（渡邉泰宣君）　これは、じゃ、大型バス専用の駐車場ということなんですか。

分かりました。

あと、区画は区画線を引いたりして、それも含めてなんですね。

○議長（渡辺善男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（浅野健二君）　今回の駐車場整備は、大型バスのみの専用駐車場６台分で、区画線もそのように設置する形で整備を進めるものでございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

６番麻生勇君。

○６番（麻生　勇君）　これはどこですか、小沢又の。　　のところですか。

（「そうそう」の声あり）

○６番（麻生　勇君）　分かりました。

○議長（渡辺善男君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　異議なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君）　挙手全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（渡辺善男君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、明日16日から12月31日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君）　異議なしと認めます。

よって、明日16日から12月31日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺善男君）　本日はこれをもって散会とします。

お疲れさまでした。

（午前１１時５２分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　渡　辺　善　男

署名議員　　渡　辺　八寿雄

署名議員　　末　吉　昭　男